

## 第2期

# 芦北町自殺対策計画

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）



令和6年（2024年）3月

芦北町



— はじめに —



全国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を超える状況が続いたため国を挙げて様々な取組みを行った結果、現在は年間2万人台に減少しました。しかしながら、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、社会生活の変化や雇用環境の悪化など、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、女性や小中高生の自殺者は増加に転じています。そこで、令和4年10月に、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、各市町村においても自殺対策を強化し、継続して取り組んでいくことが求められます。

本町においても、第1期計画に引き続き、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする、第2期芦北町自殺対策計画を策定しました。この計画は、自殺を防ぐための具体的な方策について明らかにするとともに、「自殺」が我々社会全体の深刻な課題であることを認識し、目指すべき社会像を共有するものです。

「自殺」は一人ひとりの問題ではなく、私たち全員が向き合うべき、社会全体の問題として捉えることが重要です。誰も自殺に追い込まれない社会の実現を目指し、「生きることの包括的な支援」の推進のため、本計画に基づき関係機関との連携を一層強化し、総合的な対策に取り組んでまいります。

この計画が、芦北町民の皆様や、心に不安を抱えている方々への一助となり、一人でも多くの命が救われることを切に願っています。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、関係機関各位に心から感謝を申し上げますと共に、今後皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年（2024年）3月

芦北町長 竹 崎 一 成

# 目 次

## 第1章 計画策定の概要

1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	3
5	計画の数値目標	3

## 第2章 芦北町の自殺の現状

1	自殺死亡率の推移	4
2	年代別でみた自殺者の状況	4
3	性別でみた自殺者の状況	5
4	有職者と無職者でみた自殺者の状況	6
5	同居人の有無でみた自殺者の状況	6
6	性別、年代別、職業の有無、同居人の有無でみた自殺者の状況	7
7	健康に関する実態調査の結果	8
8	芦北町の自殺の現状（まとめ）	15

## 第3章 芦北町の自殺対策における取組

1	SDGsの考え方を取り入れた計画の推進	19
2	基本方針	20
	（1）自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する	
	（2）関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する	
	（3）対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る	
	（4）自殺対策における実践的な取り組みと、自殺問題の啓発的な取り組みとを合わせて推進する	
	（5）関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取り組みを推進する	
3	施策の体系	21
4	基本施策	22
	【基本施策1】地域におけるネットワークの強化	
	【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成	
	【基本施策3】町民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知	
	【基本施策4】生きることの促進要因への支援	
	【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
5	重点施策	26
	【重点施策1】高齢者の自殺対策の推進	
	【重点施策2】生活困窮者・無職者・失業者の自殺対策の推進	
	【重点施策3】中高年男性の自殺対策の推進	
	【重点施策4】全年齢の自殺対策の推進（実態調査結果より）	

## 第4章 自殺対策の推進体制

	自殺対策の推進体制	29
--	-----------	----

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨と背景

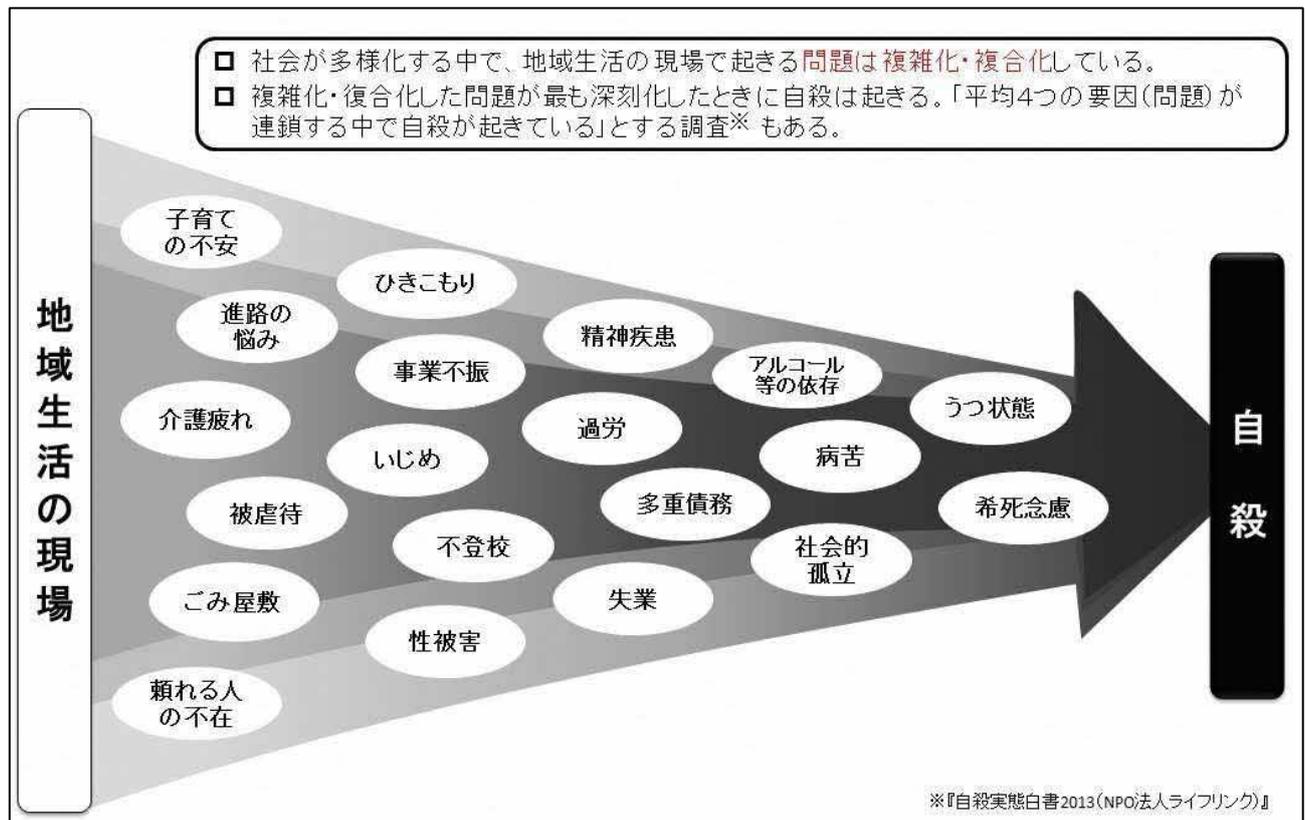
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

平成18年に自殺対策基本法が策定されて以降、我が国の自殺対策は大きく前進し、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、11年ぶりに自殺者数は前年を上回りました。

このような中、令和4年10月に自殺総合対策大綱が5年ぶりに見直され、地域の実情を踏まえ「生きる支援」に関連する事業を総動員して、自殺対策に引き続き取り組んでいくことが求められています。

第1期計画に引き続き、庁内の全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を最大限活かす形で自殺対策計画の見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し「第2期芦北町自殺対策計画」を策定することとしました。

自殺の危機要因イメージ図



## 2. 計画策定の目的

自殺には多数かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、分野や行政、民間等の別にとられることなく、多様な関係機関、団体、地域が一体となって、自殺対策を推進することが必須です。

自殺の多くは「追い込まれた末の死」であり、自殺対策とは「様々な問題を抱えて死に追い込まれようとしている人を支援すること」です。自殺対策の本質はそうした「生きる支援」であることを理解しなければなりません。

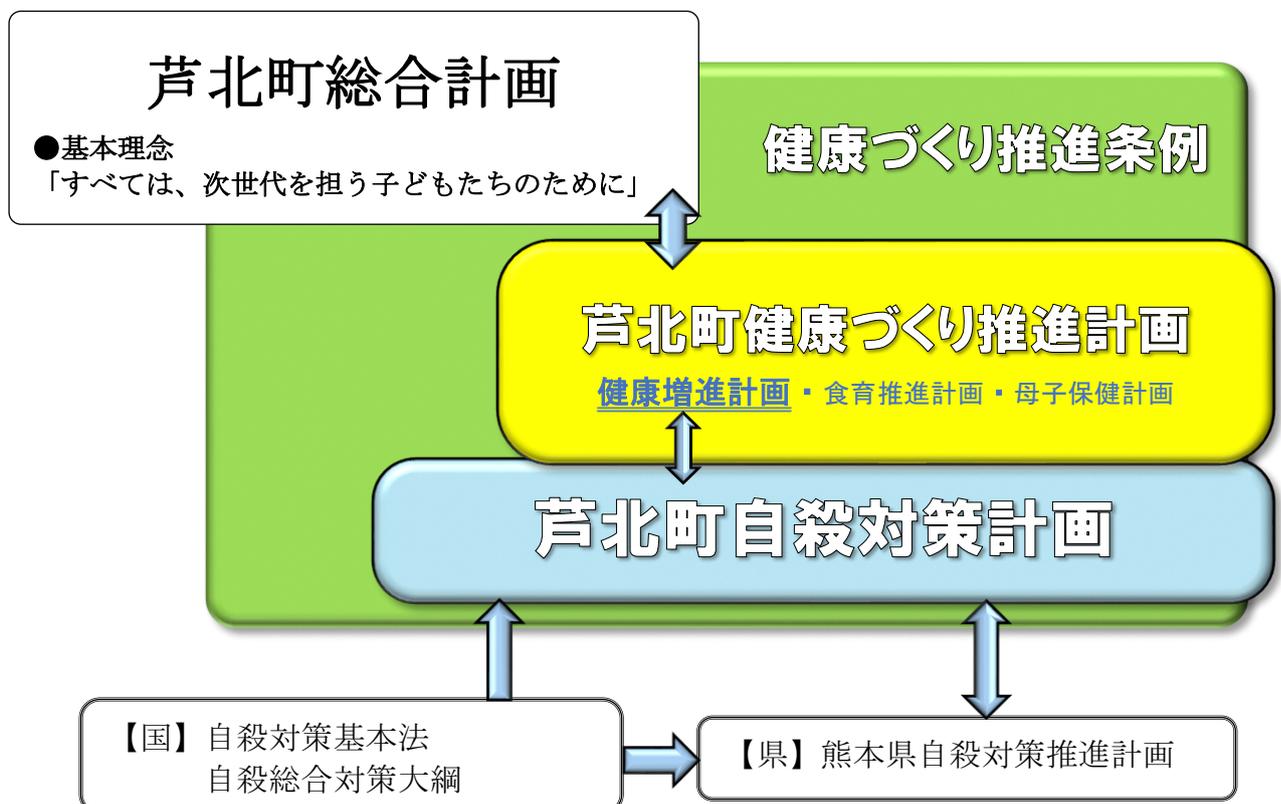
関係機関・団体の連携、協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策を推進する必要があります。したがって、芦北町自殺対策計画は、芦北町における自殺総合対策の取組方針を示し、町が取り組むべき目標や対策の方向性及び重点施策を明確にすることを目的としています。

## 3. 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、「芦北町総合計画」を基とし、「芦北町健康づくり推進計画」の健康増進計画と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

### 【計画の関連図】



#### 4. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱は、平成19年6月に策定された後、平成20年10月に内容の一部が改正され、平成29年（2017年）7月に基本理念や基本方針が整理され見直しがなされました。令和4年10月には、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取り組み強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し閣議決定され、総合的な自殺対策の更なる強化を掲げています。

このような国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本町の第2期計画は令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）を計画の期間とします。

#### 5. 計画の数値目標

令和4年10月に策定された新たな自殺総合対策大綱において、国は自殺死亡率を令和8年（2026年）までに、平成27年（2015年）と比べて10年間で30%以上減少させることを目標として定めています。

本町においても、令和8年（2026年）までに自殺死亡率を3.7以下とし、計画の最終年度の目標は令和8年の目標値を参考に維持・減少を目指します。

	現状値	目標値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和11年 (2029年)
自殺死亡率 (人口10万人対)	6.0	3.7以下	3.7以下 ※令和8年に目標達成できれば、維持・減少を目指す。未達成の場合は目標値を引き継ぐ。

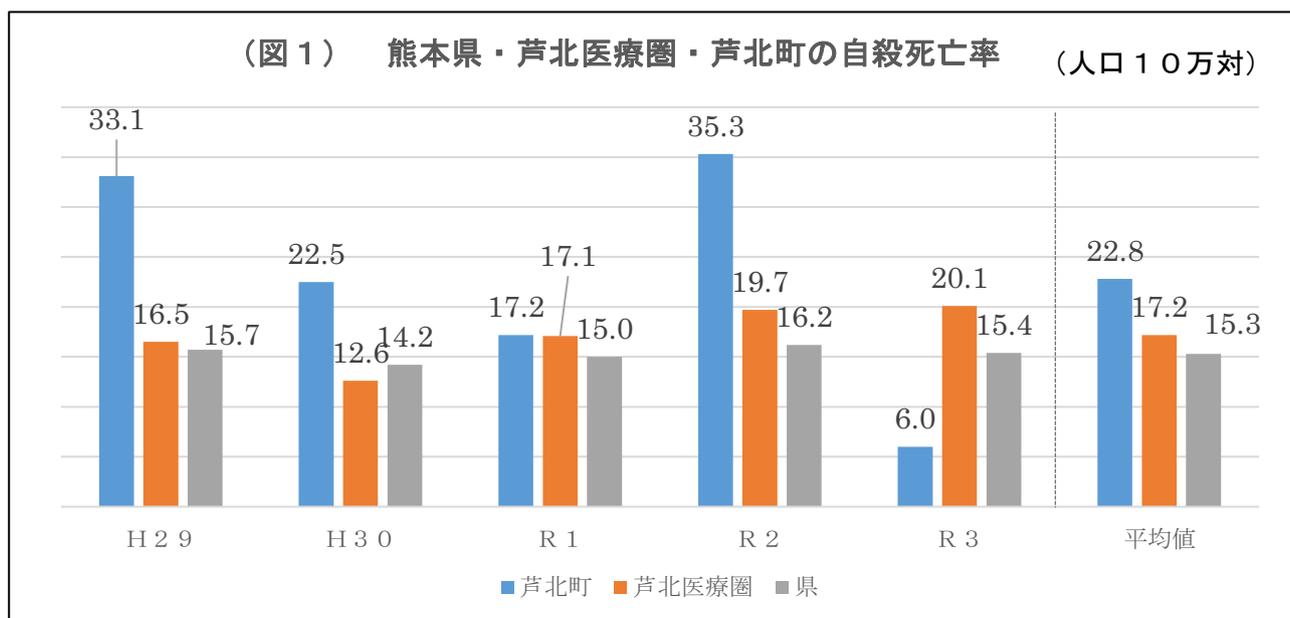
※参考値：平成27年の自殺死亡率5.3

※自殺死亡率の算出の元となる統計は、警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）による

## 第2章 芦北町の自殺の現状

### 1. 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は平成29年から令和2年まで、熊本県、芦北医療圏より高く推移していますが、令和3年は5年間の中で一番低く、熊本県、芦北医療圏よりも低い状況です。5年間の自殺死亡率の平均をみると、熊本県、芦北医療圏よりも高くなっています。(図1)

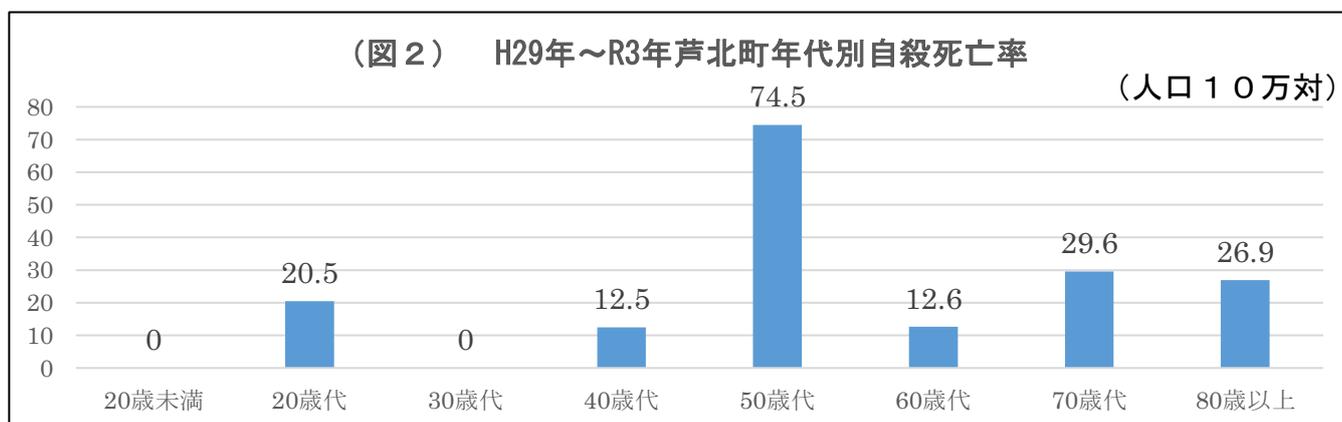


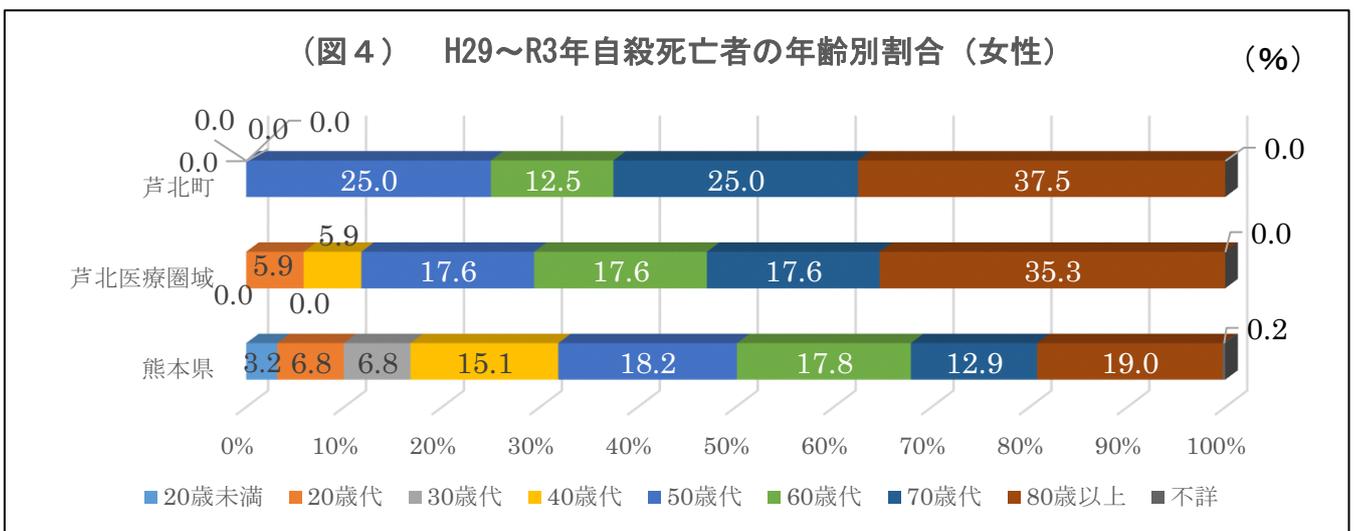
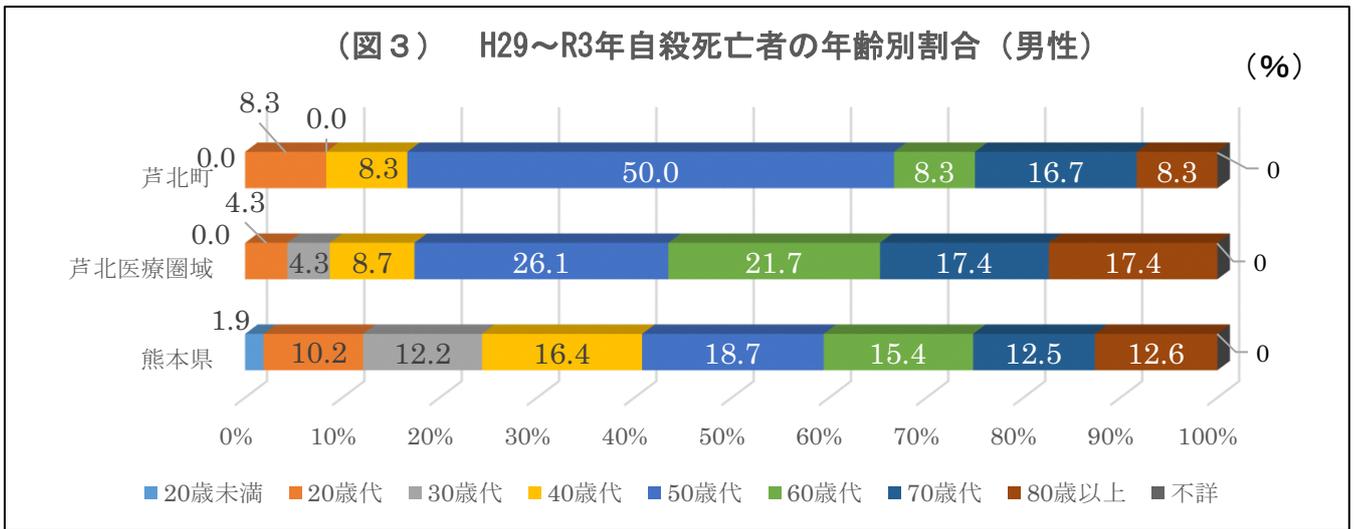
※自殺死亡率…人口10万人あたりの自殺者数

### 2. 年代別でみた自殺者の状況

平成29年から令和3年の自殺死亡率を年代別にみると、50歳代が74.5と一番高く、次いで70歳代、80歳以上の順で高くなっています。(図2)

自殺者の年代別構成割合では、男性は50歳代が50.0%と割合が高く、熊本県、芦北医療圏の50歳代の割合よりも高くなっています。女性では80歳以上の割合が高くなっています。(図3、4)

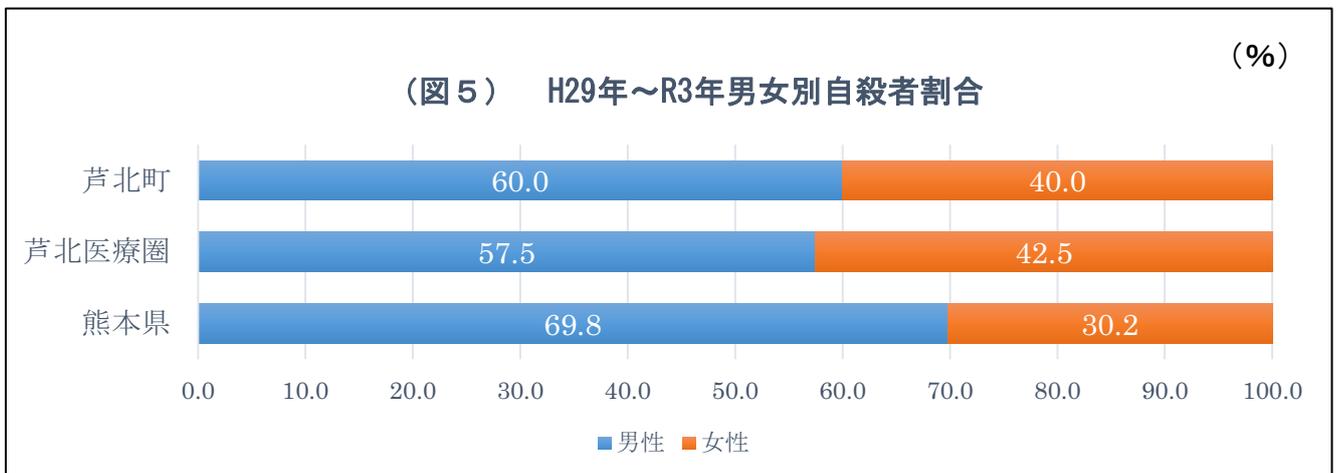




### 3. 性別でみた自殺者の状況

平成29年から令和3年の自殺者を性別で見ると、男性が60.0%、女性が40.0%であり、男性の割合が高くなっています。

同様に、芦北医療圏、熊本県においても男性の自殺者の割合が高くなっています。(図5)

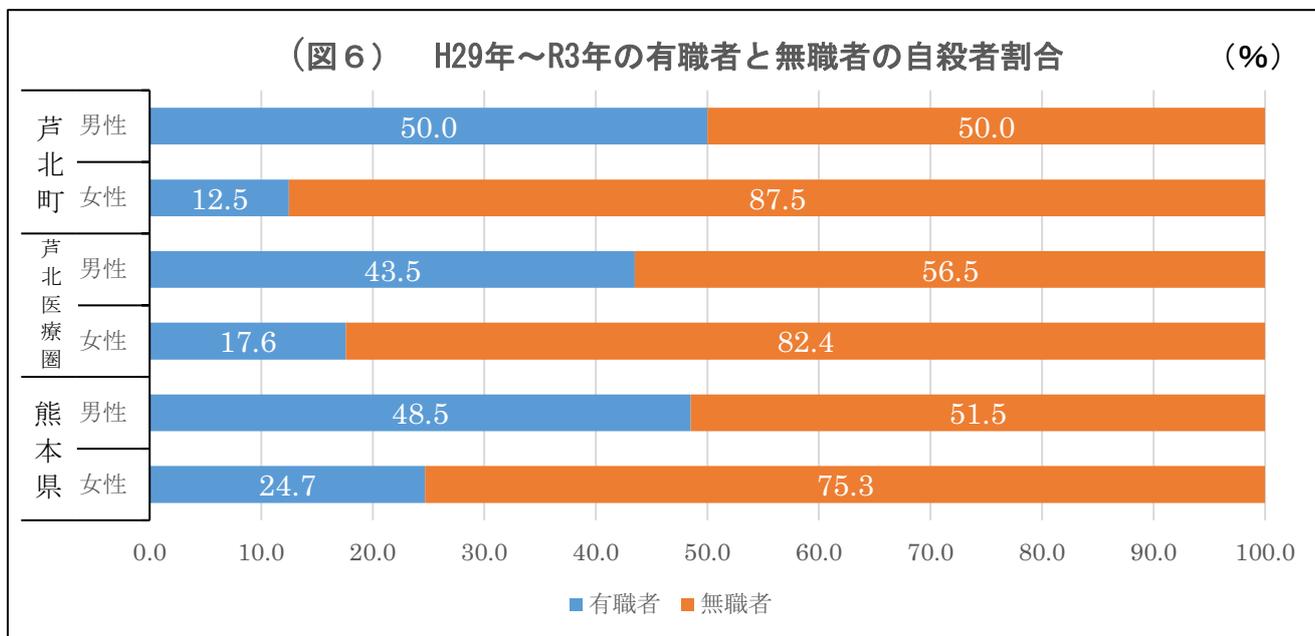


#### 4. 有職者と無職者でみた自殺者の状況

平成29年から令和3年に自殺で亡くなった人のうち、「有職者」と「無職者」の割合をみると、男性は同じですが、女性は87.5%と「無職者」の方が高くなっています。

芦北医療圏、熊本県においては、男女ともに「無職者」の割合が高くなっています。

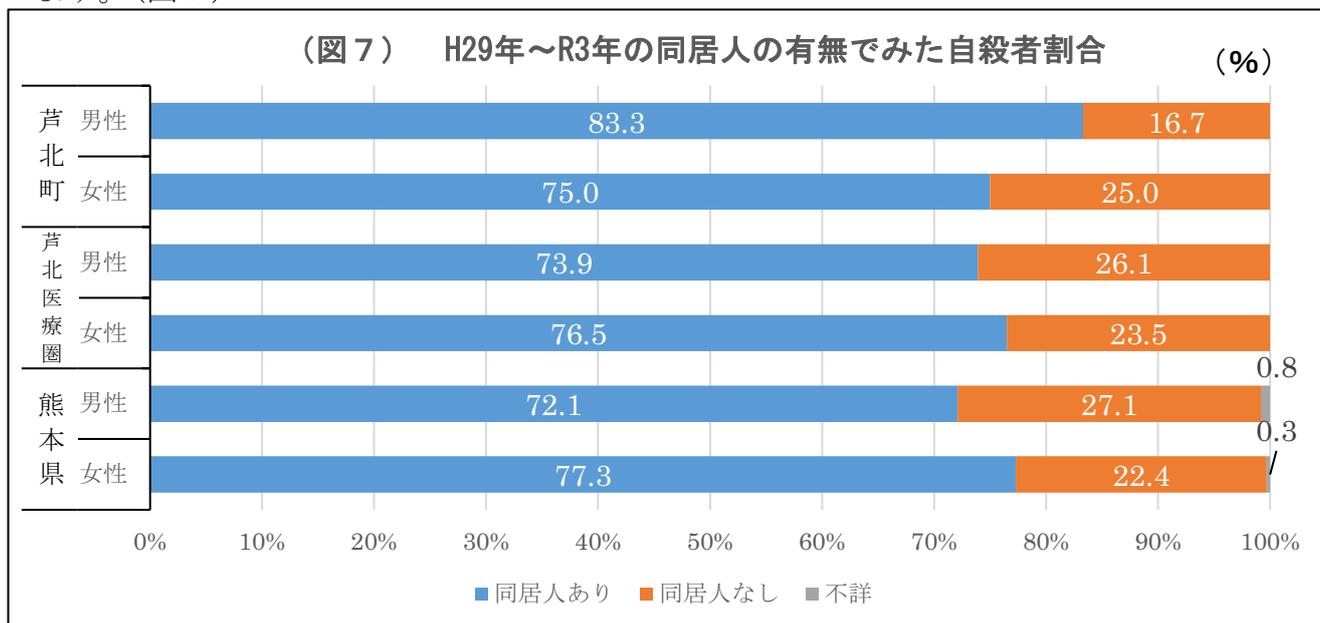
(図6)



#### 5. 同居人の有無でみた自殺者の状況

平成29年から令和3年に自殺で亡くなった人のうち、「同居人あり」と「同居人なし」の割合をみると、「同居人あり」は男性で83.3%、女性で75.0%となっており、「同居人なし」より「同居人あり」の自殺者の割合が高くなっています。

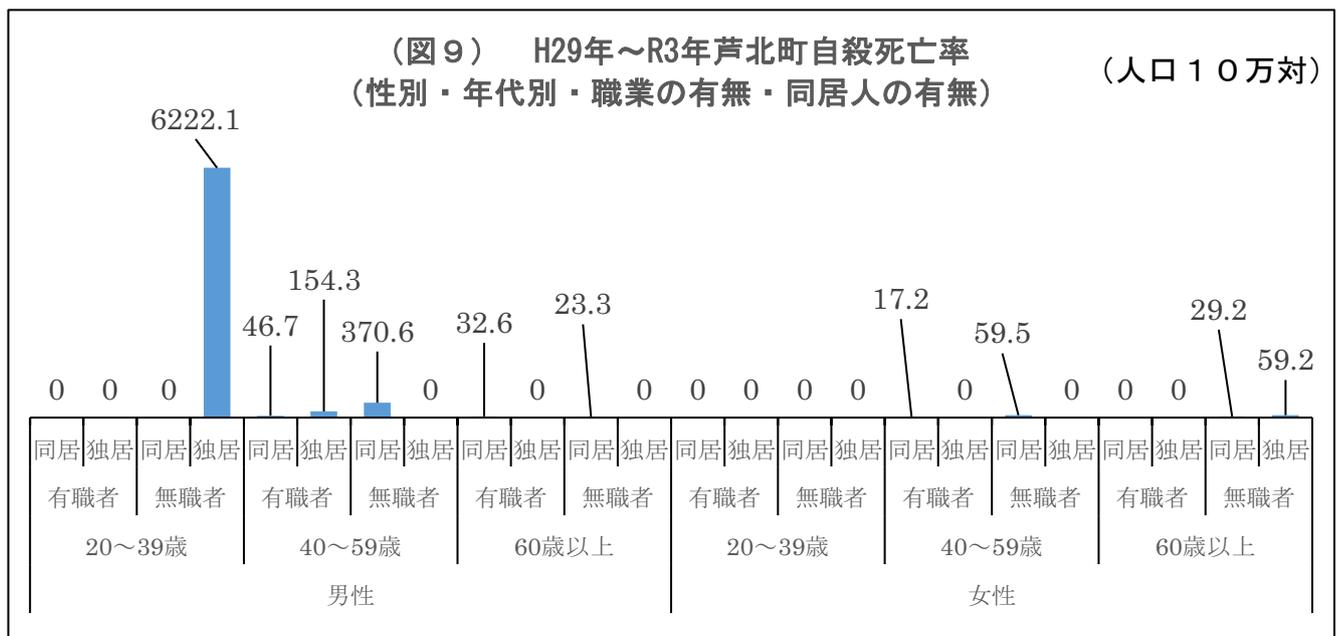
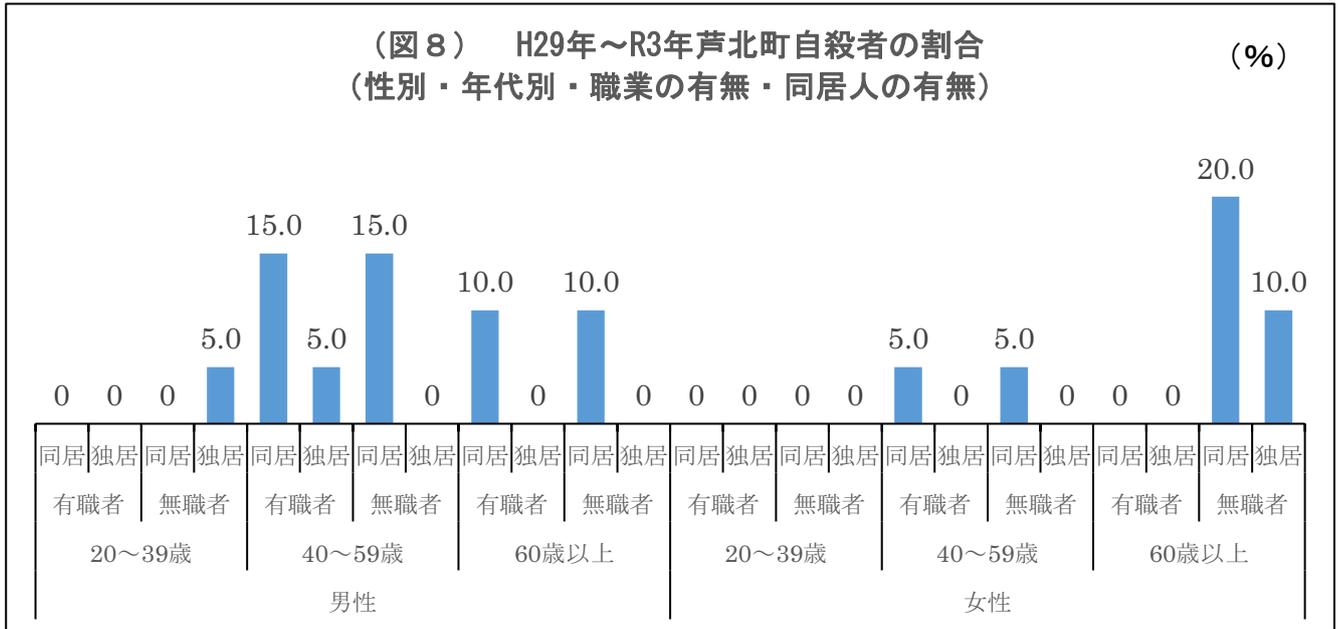
同様に、芦北医療圏、熊本県においても「同居人あり」の自殺者の割合が高くなっています。(図7)



## 6. 性別、年代別、職業の有無、同居人の有無でみた自殺者の状況

性別、年代別等を併せて自殺者の割合をみると、最も高いのが「女性・60歳以上・無職者・同居人あり」、次いで「男性・40～59歳・有職者・同居人あり」、「男性・40～59歳・無職者・同居人あり」がともに15.0%となっています。

自殺死亡率をみると「男性・20～39歳・無職者・同居人なし」が6222.1と最も高く、次いで「男性・40～59歳・無職者・同居人あり」が370.6と高くなっています。(図8、9)



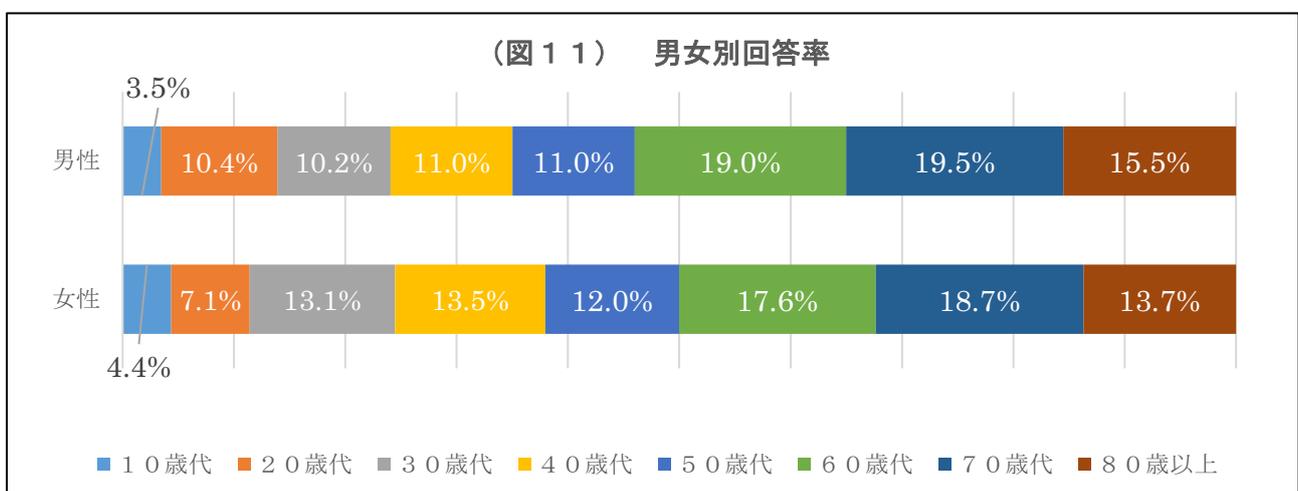
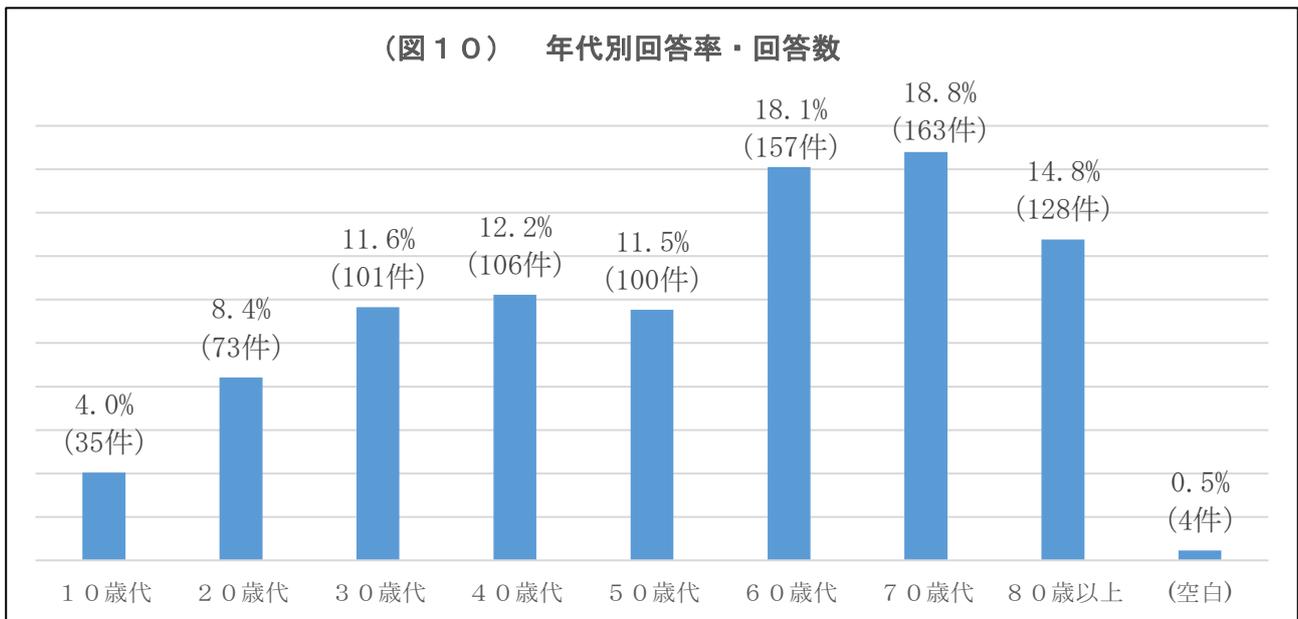
※自殺実態の分析にあたっては、自殺総合対策推進センターが、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計に基づき作成した「地域自殺実態プロフィール」を参考とした。

## 7. 健康に関する実態調査の結果

本計画の策定にあたり、「健康に関する実態調査」の調査結果から、こころの健康づくりに関する項目を中心に集計を行い、こころの健康状態などの把握を行いました。

### (1) 調査方法及び回収状況

- ①調査対象 16～84歳の町民1,800人
- ②抽出方法 10歳代から100人、20～70歳代まで各250人、80～85歳まで200人を無作為抽出  
抽出後、施設入所者を除外し、1,767人を対象者とする
- ③配布方法 調査票を郵送
- ④提出方法 郵送による回答及びQRコードからの回答
- ⑤調査時期 令和5年4月下旬から5月中旬
- ⑥回収率 回収率 : 49.1% (867件) (図10)



(2) 調査結果

【グラフ数値の算出について】

$$\text{単一回答の割合} = \frac{\text{各設問で選択した回答者数}}{\text{各年代別回答者数}} \times 100$$

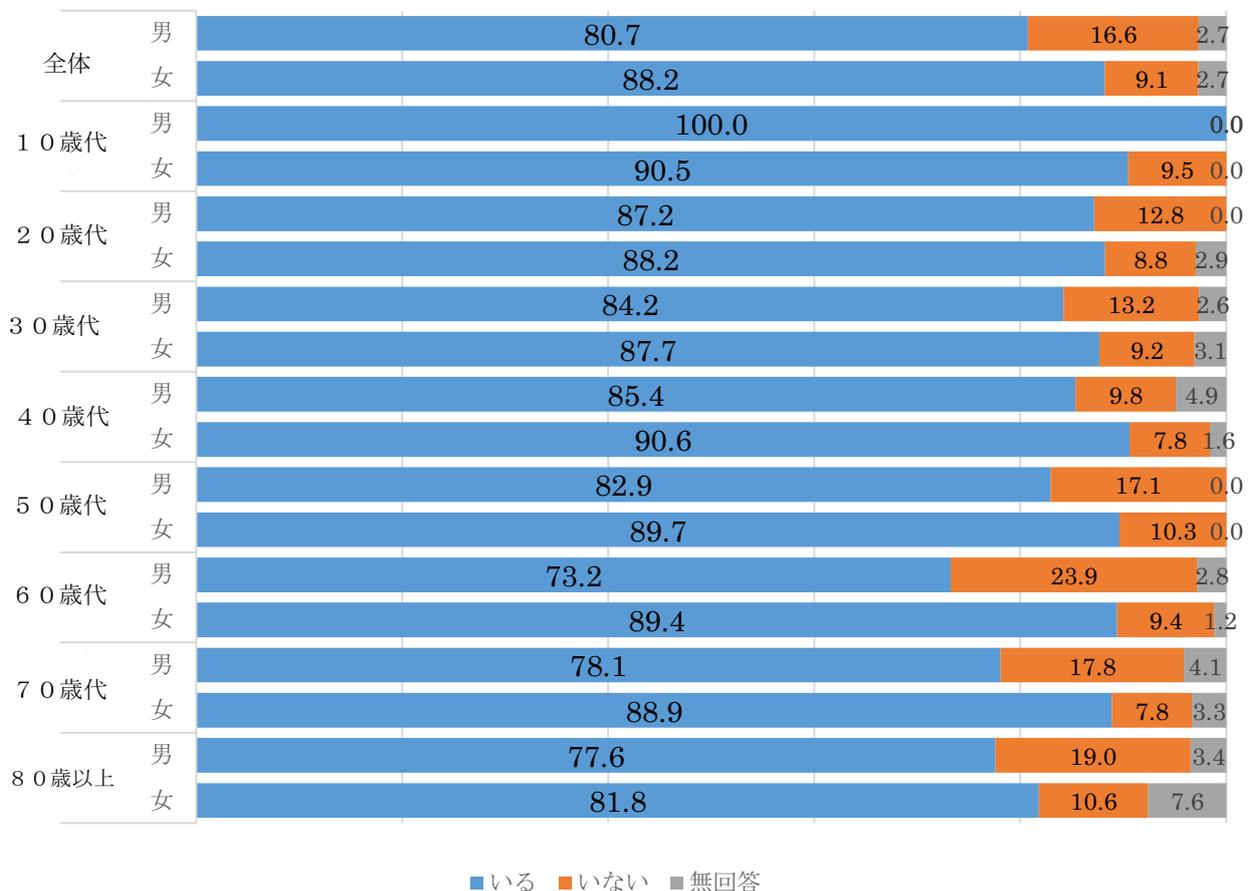
(※年齢・性別の未回答者11人を除く計856人)

$$\text{複数回答の割合} = \frac{\text{各設問で選択した回答者数}}{\text{全回答者数 (867人)}} \times 100$$

① あなたは悩みやストレスを抱えたり、困った時に支えてくれる人がいますか。

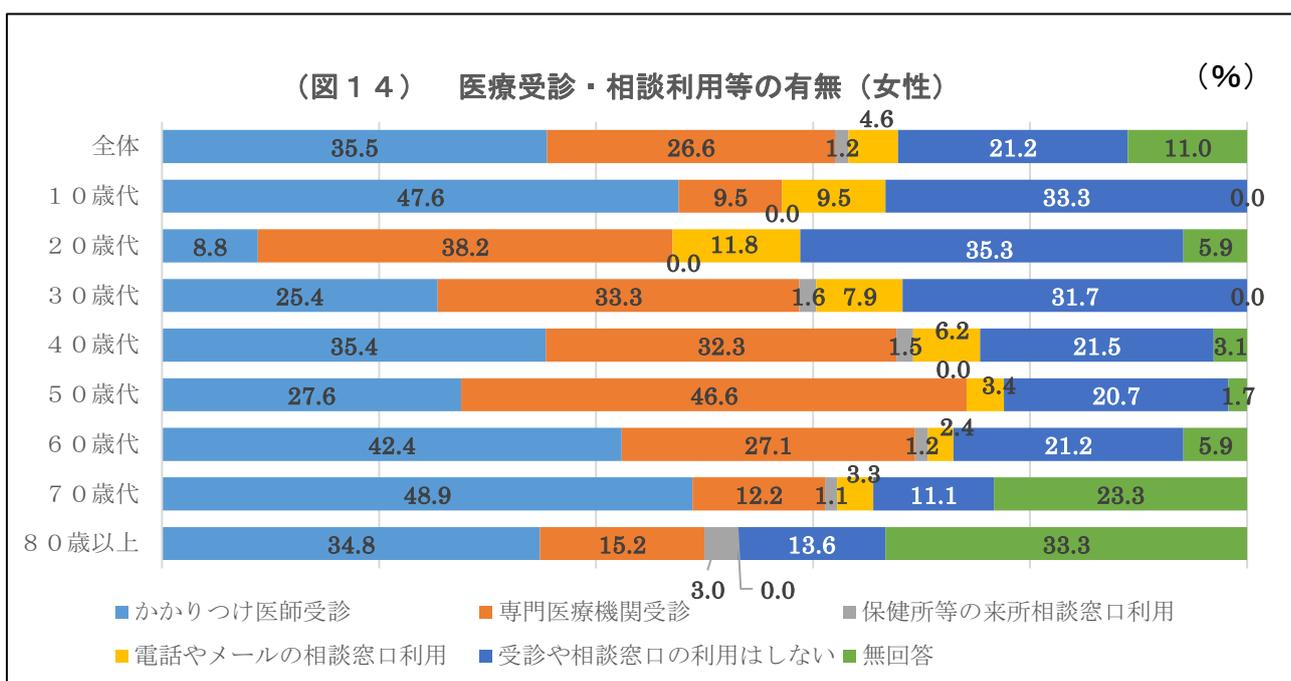
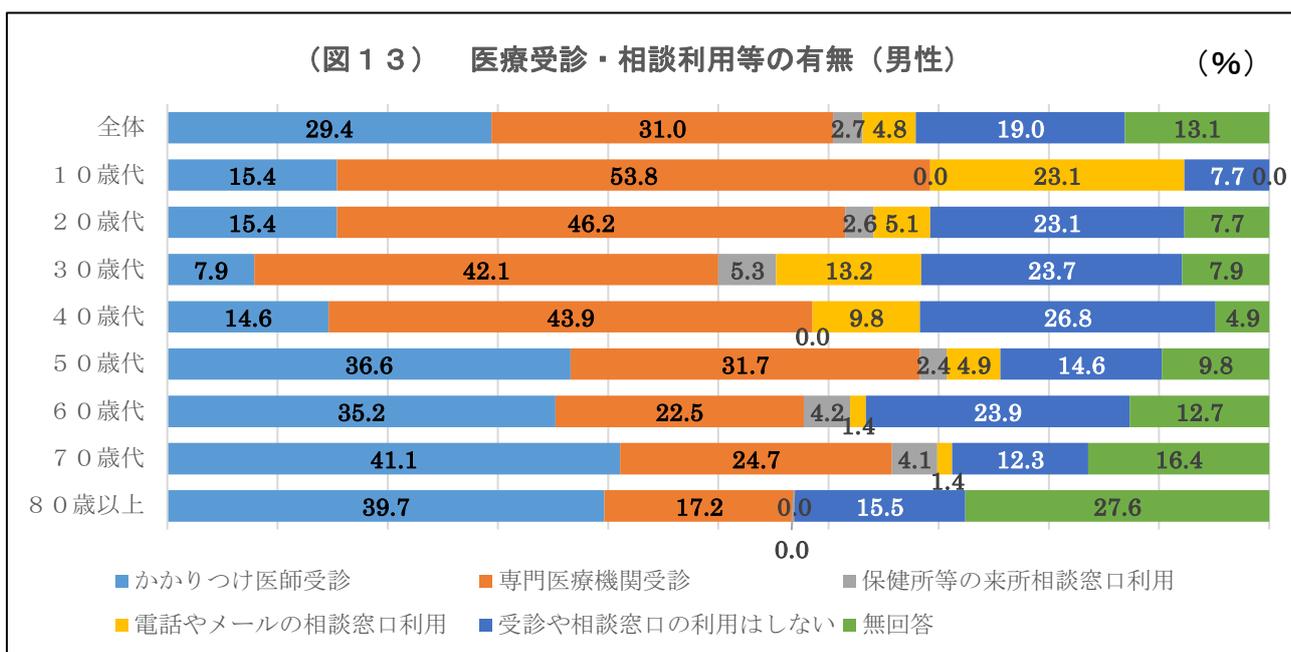
- ・全体では、支えてくれる人が「いる」人の割合が男性で80.7%、女性で88.2%となっています。(図12)
- ・年代別でみると60歳代男性で「いない」と答えた人の割合が最も高くなっています。

(図12) 困ったときに支えてくれる人の有無 (%)



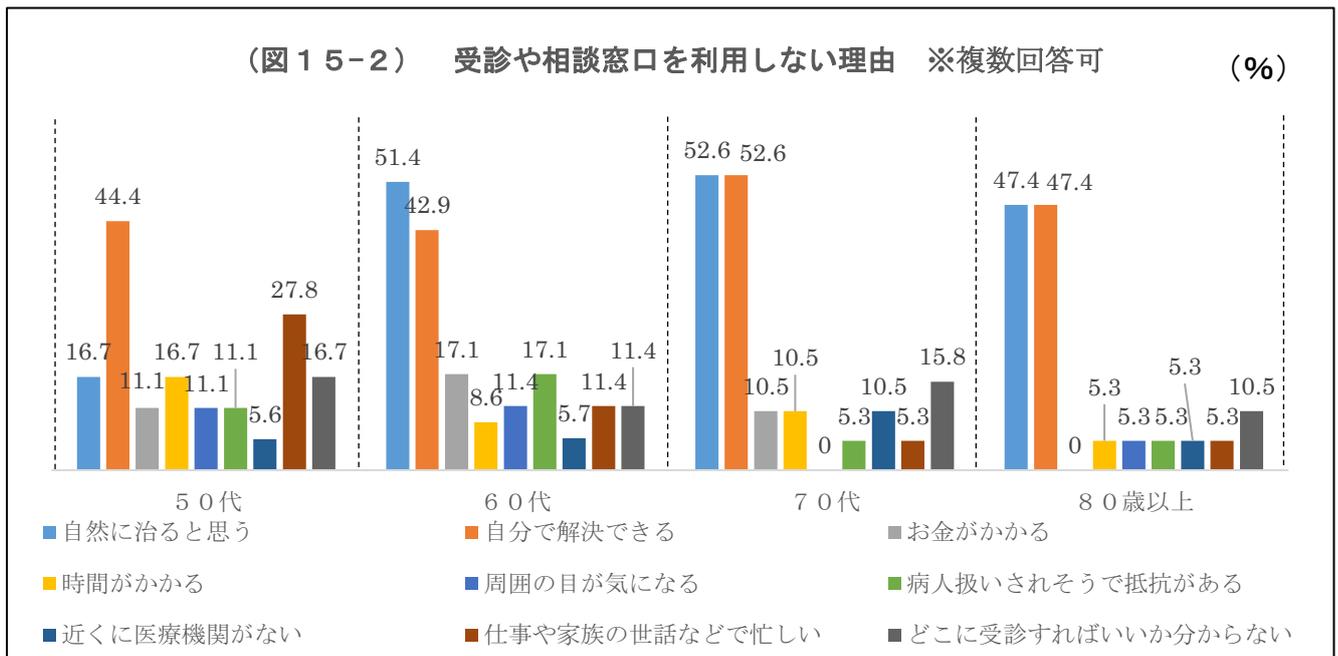
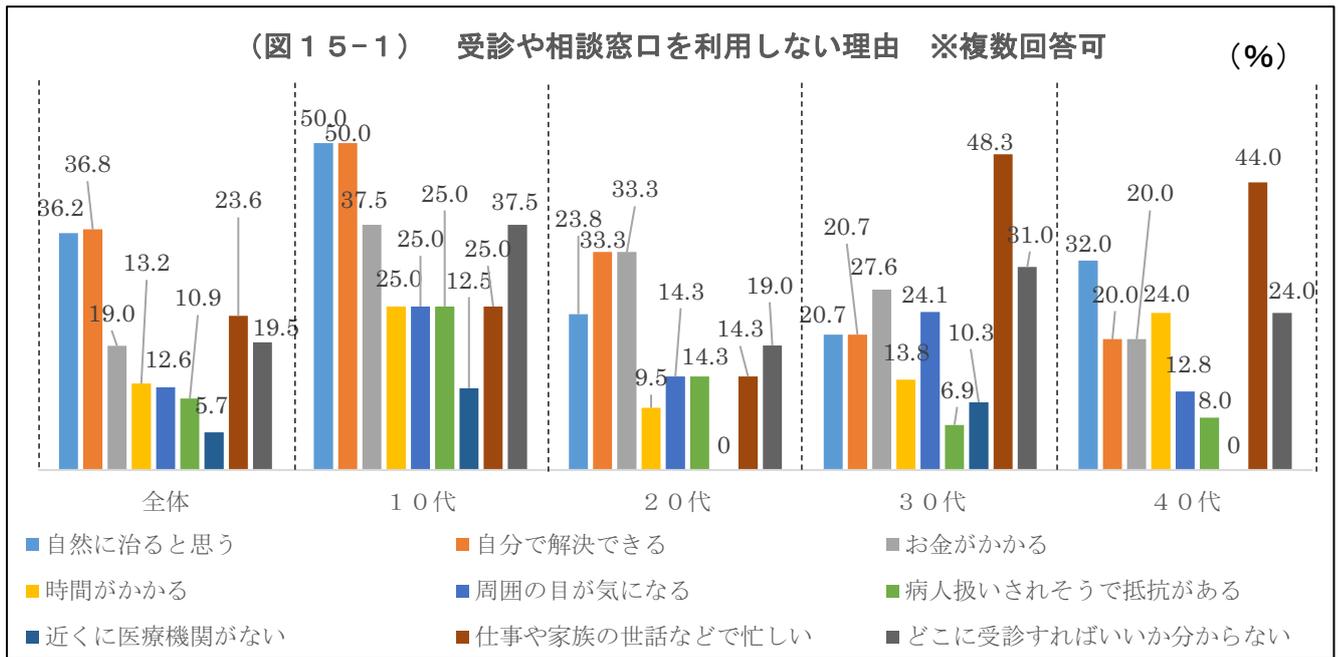
②あなたに、もしもうつ病を疑うサインが2週間以上続いたら、医療機関受診や相談窓口を利用しますか。

- ・男性全体では、「専門の医療機関を受診する」人の割合が最も高く、次いで「かかりつけ医師を受診する」人の割合が高くなっています。しかし、「受診や相談窓口の利用はしない」人の割合は19.0%と3番目に高い割合になっています。(図13)
- ・女性全体では、「かかりつけ医師を受診する」「専門の医療機関を受診する」の順に割合が高く、男性と同じく3番目に「受診や相談窓口の利用はしない」人の割合が高くなっています。(図14)



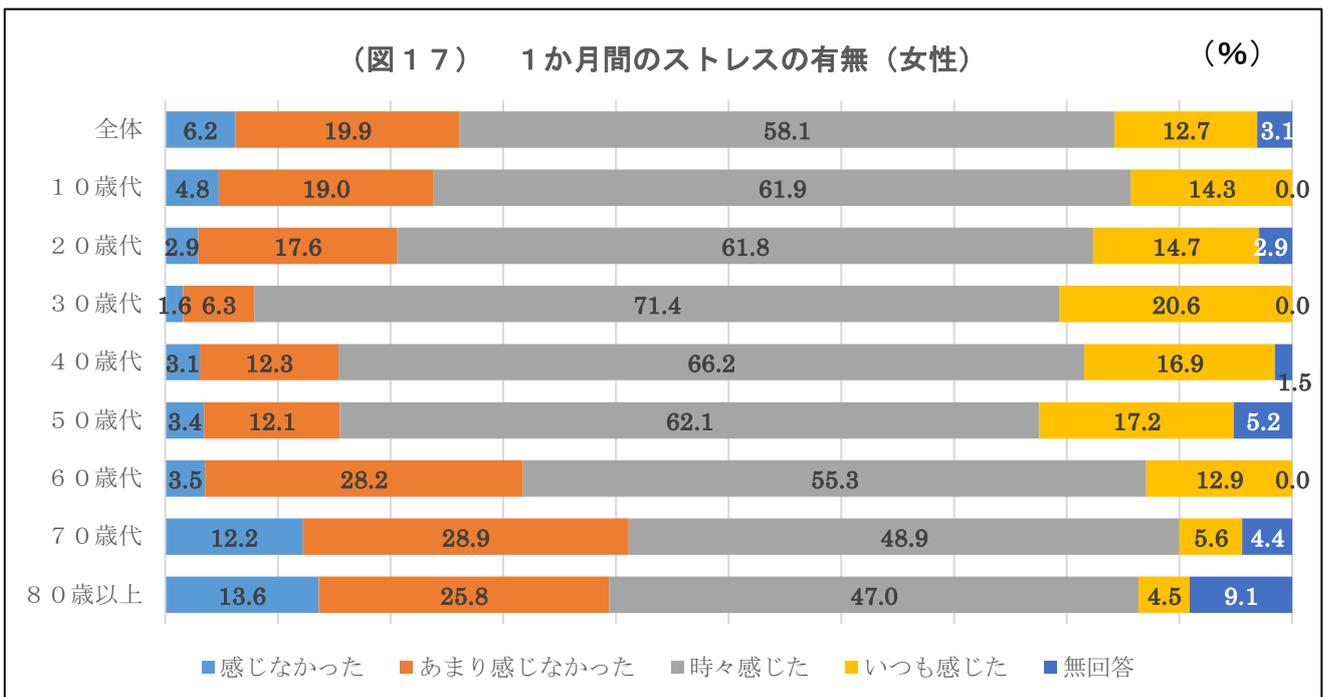
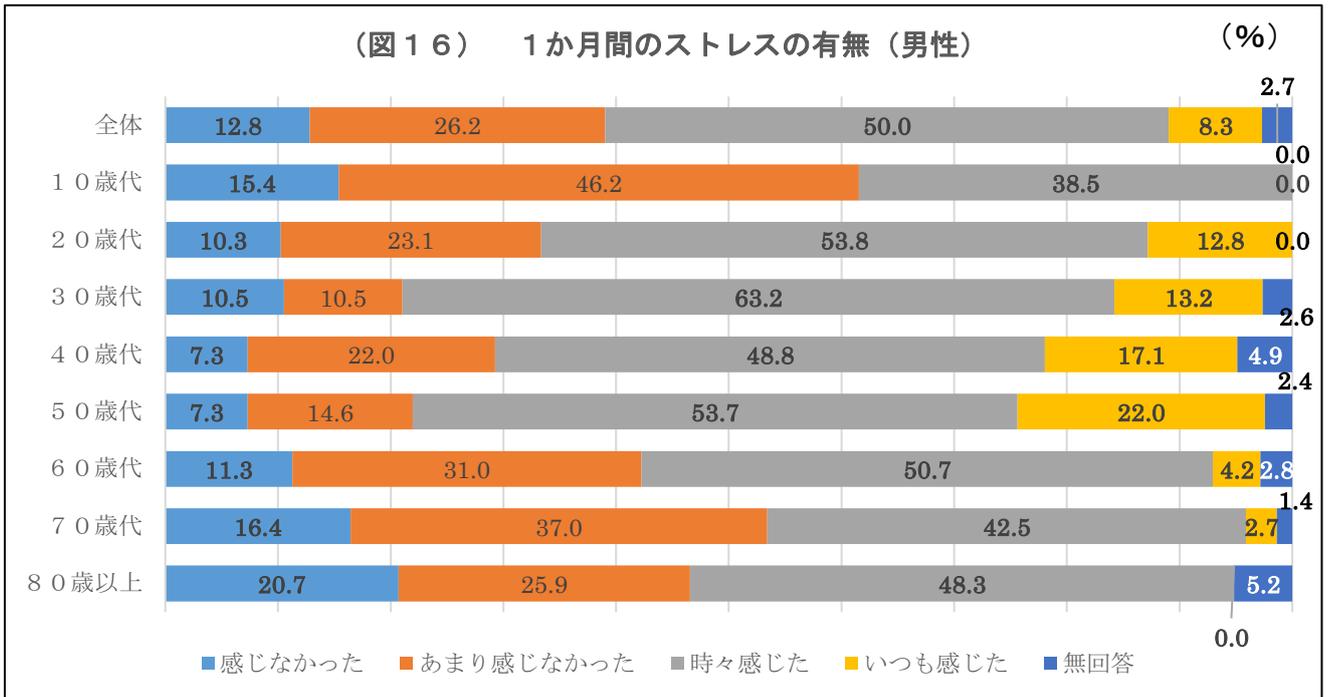
③受診や相談窓口を利用しないのはなぜですか。(複数回答可)

- ・全体では、「自分で解決できる」「自然に治ると思う」人の割合が高くなっています。次いで「仕事や家族の世話などで忙しい」人の割合が高くなっています。(図15)
- ・10歳代では「自然に治ると思う」「自分で解決できる」に次いで「お金がかかる」「どこに受診すればいいかわからない」人の割合が他の年代と比べて高くなっています。(図15)
- ・30～50歳代で、「仕事や家族の世話などで忙しい」人の割合が高くなっています。(図15)



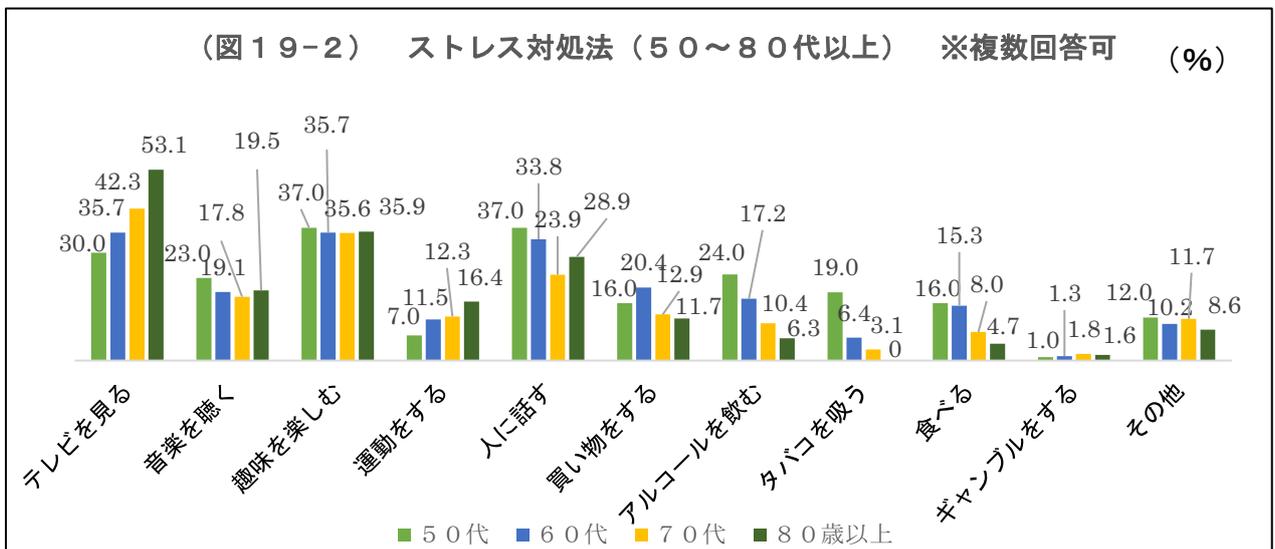
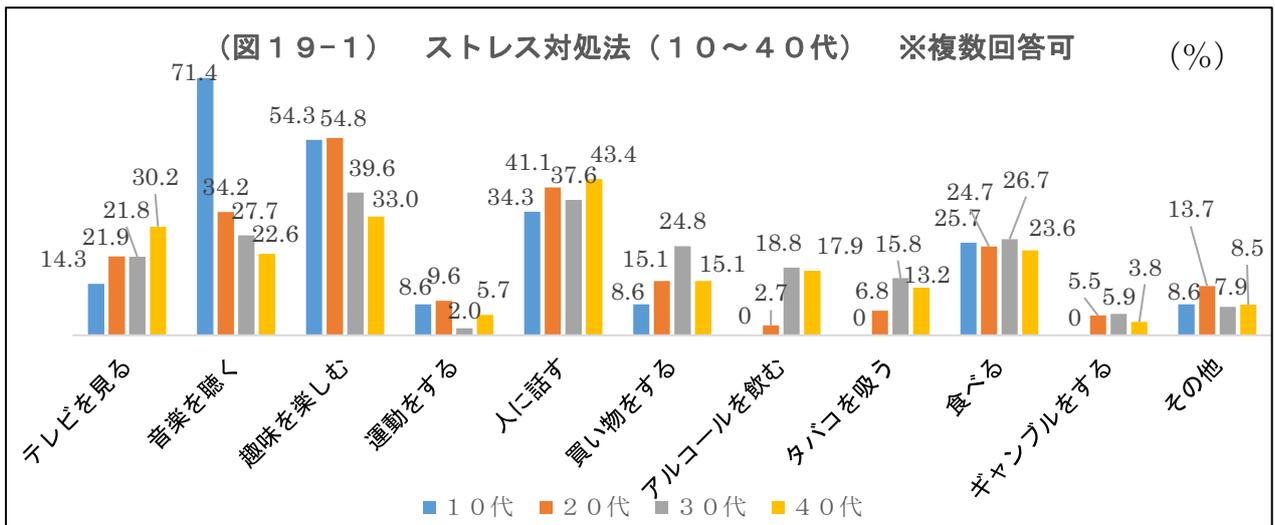
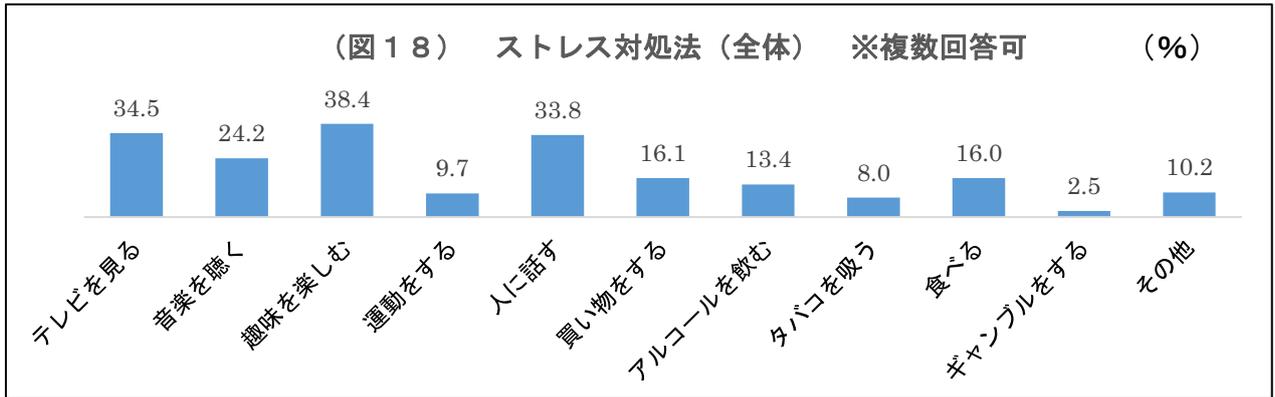
④ここ1か月間、日常生活で不満や悩み、苦労やストレスなどがありましたか。

- ・全体では、1か月の間にストレスを「時々感じた」「いつも感じた」ことのある人の割合は、男性で合わせて58.3%、女性では70.8%となっています。（図16、17）
- ・男女ともに30歳代でストレスを感じた人が最も多く、「いつも感じた」人は男性で50歳代に、女性で30歳代に最も多くなっています。（図16、17）
- ・60歳代以降では男女ともに、ストレスを「感じなかった」「あまり感じなかった」人の割合が高くなっています。（図16、17）



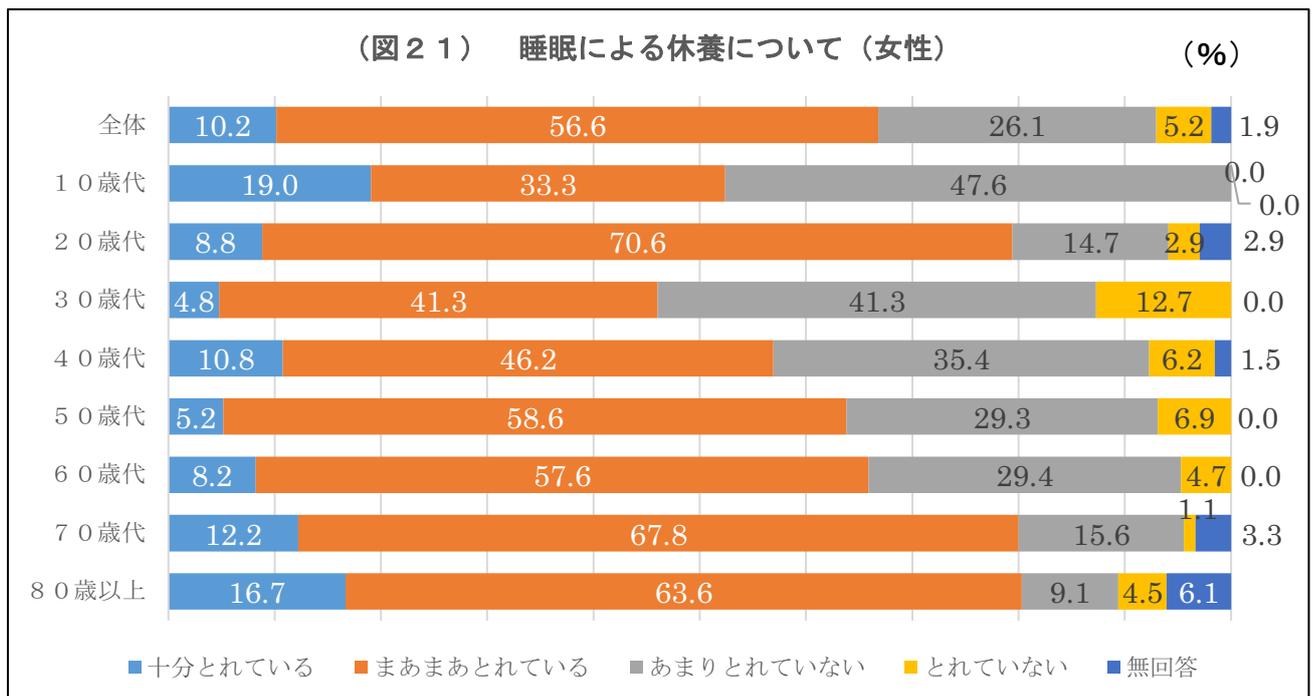
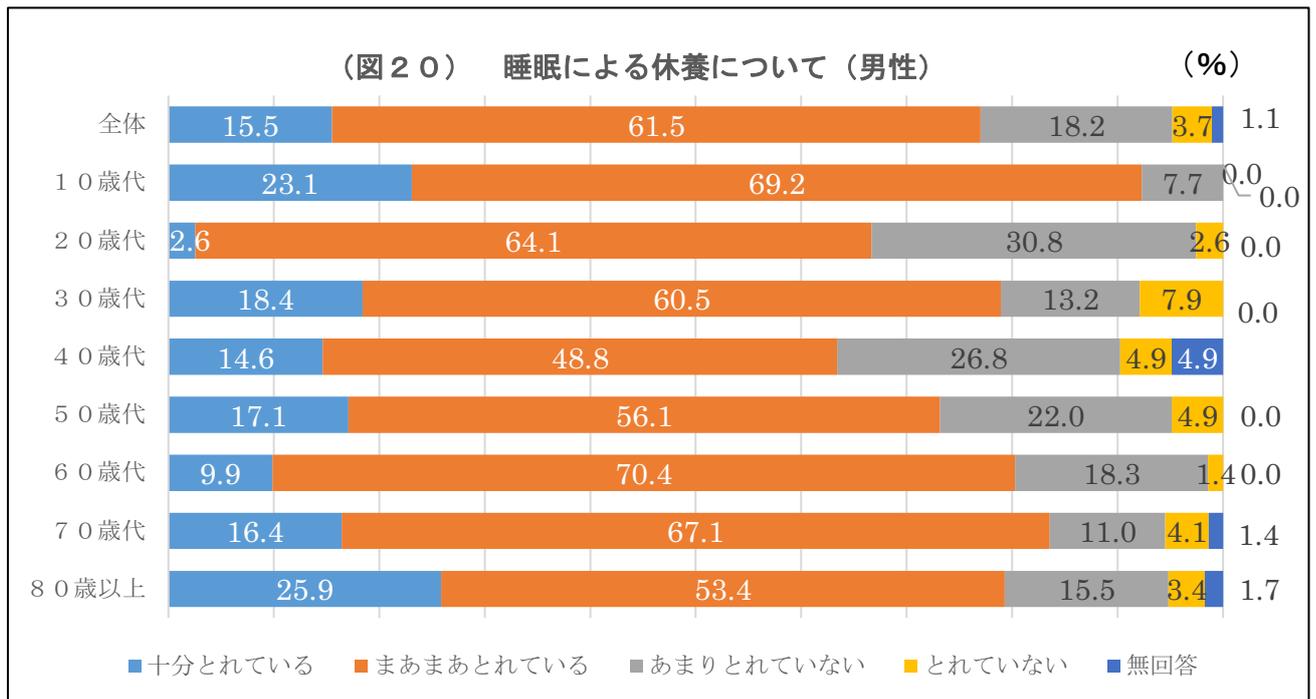
⑤悩みを抱えた時やストレスを感じた時はどうしていますか（複数回答可）

- ・全体では「趣味を楽しむ」人や「テレビを見る」「人に話す」人の割合が高くなっています。特に10～30歳代で「趣味を楽しむ」ことでストレス解消をしている人の割合が高く、40歳代では「人に話す」と回答した人の割合が最も高くなっています。（図18、19）
- ・年代があがるほど「テレビを見る」ことでストレス解消する人が多く、50歳代では他の年代と比べ「アルコールを飲む」と回答した人の割合が高くなっています。（図19）



⑥いつもとっている睡眠で休養が取れていますか。

- ・男性全体では睡眠による休養が「十分とれている」「まあまあとれている」人の割合が合わせて77.0%あり、半数を超え高くなっています。(図20)
- ・男性の年代別で見ると、20歳代、40歳代で睡眠による休養が「あまりとれていない」「とれていない」人の割合が高くなっています。(図20)
- ・女性全体では睡眠による休養が「十分とれている」「まあまあとれている」人の割合が合わせて66.8%となっています。
- ・女性の年代別で見ると、30歳代で睡眠による休養が「とれていない」人の割合が高くなっています。(図21)



## 8. 芦北町の自殺の現状（まとめ）

### （1）対策が優先されるべき対象群（芦北町の自殺の特徴）

芦北町の自殺者数は平成29年～令和3年まで合計20人（男性12人 女性8人）  
うち上位5区分を掲載

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺 の危機経路（例）
1位 女性60歳以上 無職同居	4人	20.0%	29.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位 男性40～59歳 無職同居	3人	15.0%	370.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位 男性40～59歳 有職同居	3人	15.0%	46.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位 女性60歳以上 無職独居	2人	10.0%	59.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位 男性60歳以上 有職同居	2人	10.0%	32.6	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

（地域自殺実態プロフィール2022より）

※順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に「いのち支える自殺対策推進センター」にて推計したもの。

※「背景にある主な自殺の危機経路（例）」とは

NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：次頁図22）、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになった。（詳細は『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））

上記の「背景にある主な自殺の危機経路（例）」の欄には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されている。



## (2) 芦北町における傾向

### 現 状

#### ①自殺死亡率・自殺割合（性別、年代別について）

- ・令和3年の自殺死亡率は6.0と、過去5年間の中で最も低い割合となっています。しかし、過去5年間の平均をみると、熊本県、芦北医療圏よりも割合が高くなっています。
- ・年代別でみると50歳代の自殺死亡率が一番高くなっています。
- ・男女別では、男性の方が女性よりも自殺割合が高く、特に男性の50歳代で高くなっています。女性では、80歳以上で割合が高く、どちらも熊本県、芦北医療圏より高い状況です。

### 課 題



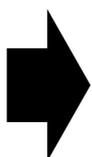
- 中高齢者および高齢者に対して、重点的に取り組みを推進していく必要があります。

### 現 状

#### ②自殺死亡率・自殺割合（職業の有無、同居人の有無について）

- ・職業の有無で自殺割合を比較すると、男性では同じ割合ですが、女性では「無職者」の方が割合が高くなっています。
- ・同居人の有無で自殺割合を比較すると、男女ともに「同居人あり」の割合が高くなっています。
- ・過去5年間の自殺者について、「女性・60歳以上・無職者・同居人あり」の人の割合が最も高くなっています。次いで「男性・40～59歳・有職者・同居人あり」、「男性・40～59歳・無職者・同居人あり」の割合が高くなっています。

### 課 題



- 生活困窮者・無職者・失業者に対して、重点的に取り組みを推進していく必要があります。

## 現 状

### ③-1 こころの健康状態について

- ・「うつ」の症状が続いたときに、「受診や相談窓口を利用しない」人は10歳代の男性で7.7%、女性で33.3%となっています。その理由として「自然に治ると思う」「自分で解決できる」と回答した人の割合が一番高く、次いで「お金がかかる」「どこに受診すればいいかわからない」と回答した人の割合が高くなっています。
- ・他の年代においても「自然に治ると思う」「自分で解決できる」と回答した人の割合は高くなっています。

## 課 題



- 学校と連携をとり自殺対策を推進していく必要があります。
- 自殺対策に関連するこころの病気やこころの健康づくり（ストレスのセルフコントロール等）について、知識の普及・啓発を図る必要があります。
- 精神科等の専門医療機関や相談窓口等の周知を図る必要があります。

## 現 状

### ③-2 こころの健康状態について

- ・60歳代男性では、悩みやストレスを抱えたり、困ったときに支えてくれる人が「いない」人の割合が最も高くなっています。
- ・「うつ」の症状が続いたときに、「受診や相談窓口を利用しない」人は男性で20～40歳代に、女性で10～30歳代に多くなっています。その理由として30歳代では「仕事や家族の世話で忙しい」と回答した人の割合が一番高くなっています。
- ・「うつ」の症状が続いたときに男性では「専門医療機関を受診する」、女性では「かかりつけ医師を受診する」人の割合が全体で高くなっています。
- ・ストレスを感じている人の割合は男女ともに30歳代で割合が高くなっています。
- ・特に、ストレスを「いつも感じた」人は、男性の50歳代で割合が最も高くなっています。

## 課 題



- 働く世代に対して、事業所等の職域と連携をとり、自殺対策を推進していく必要があります。
- 周囲の人がサポートできるような取り組み（ゲートキーパー養成講座等）が必要です。
- かかりつけ医（町内医療機関等）と連携をとり、自殺対策を推進していく必要があります。

## 第3章 芦北町の自殺対策における取組

### 1. SDG s の考え方を取り入れた計画の推進

SDG s（エス・ディー・ジーズ）は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和12（2030）年を目標年限に17の目標が設定され開発途上国のみならず先進国も含め、すべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されています。

自殺対策の分野においては、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要であり、この考え方は、SDG sの「誰一人取り残さない」という理念と合致するものであることから、本計画においてもSDG sの考えを取り入れ、計画を推進することとします。

#### 【SDG s の17の目標のアイコン】

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2. 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱および地域の実情を踏まえて、本町では以下の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

### (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

無職や失業、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みに加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進する必要があります。「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

### (2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取り組みが重要です。また、このような取り組みを包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

### (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、また、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人をうまないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスク低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取り組みを、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

### (4) 自殺対策における実践的な取り組みと、自殺問題の啓発的な取り組みを、合わせて推進する

自殺を考えている人たちを見守っていけるような地域社会を築くには、すべての町民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

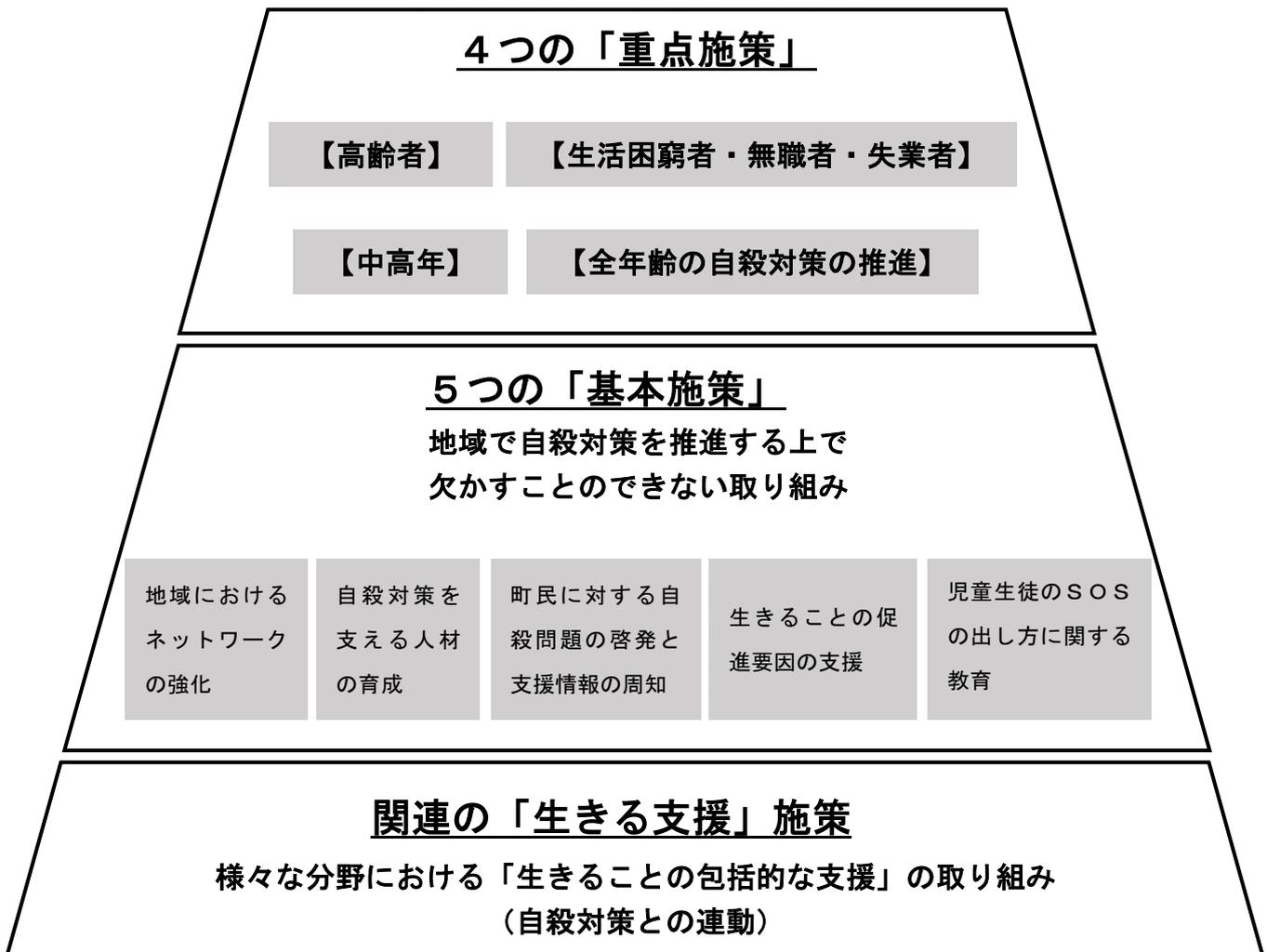
(5) 関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取り組みを推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことが重要です。

3. 施策の体系

本町の自殺対策は、すべての市町村が共通して取り組むべき「基本施策」と本町の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらにその他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」という大きく3つの施策群で構成されています。このように施策の体系を定めることで、本町の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

図2-3 芦北町における自殺対策と関連の「生きる支援」の施策の体系



## 4. 基本施策

- ・・・芦北町が既に取り組んでいる事業や取り組み
- ・・・芦北町が今後検討をすすめていく事業や取り組み

### 【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。ここでは、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。

地域におけるネットワークの強化は、SDGsの「目標3 すべての人に健康と福祉を」に関係します。

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

##### ○芦北町健康づくり推進協議会の開催（健康増進課）

自殺対策について、保健、医療、教育、福祉、産業、行政、地域団体等で構成する健康づくり推進協議会で協議を行い、連携を図り、本町の実情に応じた自殺対策を推進します。

##### ●芦北町健康づくり推進部会での自殺対策ネットワーク強化（健康増進課）

芦北町健康づくり推進部会において、自殺対策について提起し、地域の様々な関係機関と連携をとり自殺対策を推進します。

##### ○自殺対策に関する庁内連携会議の開催（健康増進課）

庁内各課と連携体制の整備を図り、生きることの包括的な支援として総合的に自殺対策を推進します。

#### (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

##### ○町内医療機関や保健所等関係機関との連携支援の実施（健康増進課）

町内医療機関や保健所等関係機関と連携し、こころの健康に問題があり、支援が必要な人について、町内医療機関と情報を共有し、対象者を早期に適切な支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。

##### ○児童生徒に関する連携した取り組み（教育課）

関係機関・者が連携を図り、様々な問題を抱えた児童生徒に対し必要な支援につなげ自殺リスクの軽減を図ります。（教育サポート連携事業、子どもたちの自立支援事業）

#### 〈目標値〉

項目	現 状 (2023年)	3年後 (2026年)	6年後 (2029年)
健康づくり推進協議会の開催回数	2回	1回	2回

## 【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。本町では自殺対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけでなく、町民に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

### (1) 様々な職種・町民を対象とする研修の実施

#### ○ゲートキーパー養成講座（健康増進課）

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等様々な分野や地域において、問題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。

本町では、日常的に地域住民の見守り活動等に尽力している民生委員児童委員や精神保健ボランティア等の町民に対して、また、町職員や専門職従事者に対してゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、人材の育成を進めます。

#### 〈目標値〉

項目	現 状 (2023年)	3年後 (2026年)	6年後 (2029年)
本町のゲートキーパー養成講座受講者数（本町養成講座でゲートキーパーになった人数）	81人	129人	177人
困った時に支えてくれる人が「いる」と答えた人の割合	男性80.7% 女性88.2%	男性82.0% 女性88.4%	男性83.3% 女性88.7%

## 【基本施策3】町民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで、相談機関等に関する情報を、様々な接点を活かして町民に提供するとともに、町民の自殺対策に対する理解が深まるような取り組みを実施します。

### (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

#### ○相談先情報を掲載したリーフレットの作成（健康増進課）

生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを作成し、町民に対する情報周知を図ります。

#### ●施設や町実施事業を利用した啓発の推進（庁内各課）

庁舎内や町有施設、健診や講演会等町が実施する事業の機会に自殺対策関連のパネルやポスターを展示し、問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。

## (2) 町民向け健康教室やイベント等の開催

### ○町民向け健康教室の開催（健康増進課）

自殺対策に関連する、睡眠やストレスセルフコントロール等をテーマに健康教室を開催し、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺リスクの軽減を図ります。

### ○健康フェア等の開催（健康増進課）

自殺予防に関する情報（自殺の問題とその対応）について伝え、自殺の問題に対して町民の理解促進を図ります。

## (3) 広報紙を活用した啓発活動

### ○広報紙の活用（総務課、健康増進課）

広報あしきたを活用し、自殺対策関連の情報等を掲載することで町民に対して周知を図ります。（広報事業）

## 〈目標値〉

項目	現 状 (2023年)	3年後 (2026年)	6年後 (2029年)
うつ症状が続いた時の医療機関受診と相談利用すると答えた人の割合	男性67.9% 女性67.9%	男性62.7% 女性64.2%	男性11.7% 女性6.6%
受診や相談を利用しない理由で「どこに受診すれば良いかわからない」と答えた人の割合	19.5%	16.2%	12.9%

## 【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

地域で自殺を防ぐためには、「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みのみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本町では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取り組みを進めます。

### (1) 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

#### ○こころの健康に関する相談・家庭訪問の実施（健康増進課）

こころの健康に関する来所相談、電話相談、また、家庭訪問で状況を把握し、対象者に必要な支援を行うことで、対象者とその家族の自殺リスクの軽減を図ります。

#### ○「安心つなぐシート」を使用した庁内連携相談支援の実施（庁内各課）

役場来庁者の抱える問題を把握し、問題に対応できる庁内の適切な相談窓口と「安心つなぐシート」を活用し、連携をとることで、来庁者の問題の早期解決、また、自殺リスクの軽減を図ります。

○町内医療機関や保健所等関係機関との連携支援の実施（再掲）

町内医療機関や保健所等関係機関と連携し、こころの健康に問題があり、支援が必要な人について、町内医療機関と情報を共有し、対象者を早期に適切な支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。

〈目標値〉

項目	現 状 (2023年)	3年後 (2026年)	6年後 (2029年)
日常生活の中で楽しみや生きがいがある」と答えた人の割合	男性79.4% 女性73.0%	男性80.1% 女性75.5%	男性81.5% 女性78.0%
生活全般について「非常に満足」「やや満足」と答えた人の割合	男性77.0% 女性70.0%	男性77.8% 女性71.0%	男性78.7% 女性71.9%

【**基本施策5**】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等の、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから本町では、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) **児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育**

○いじめ防止対策（教育課）

いじめの早期発見、継続的な再発予防を図るため、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるような様々な機会を通してSOSの出し方教育を推進します。（いじめ防止対策事業）

(2) **児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高める取り組み**

○学校と連携した健康教育の実施（健康増進課）

児童生徒を対象に、いのちの教育や赤ちゃんふれあい体験等を通し、生命や自分を大切にしなければならないことについて考える機会を作ります。

〈目標値〉

項目	現 状※ (2023年)	3年後 (2026年)	6年後 (2029年)
学校に行くことが楽しいと思う児童・生徒の割合	小6年90.7% 中3年89.7%	小6年95.4% 中3年94.8%	小6年100% 中3年100%

※芦北町教育委員会調べ

## 5. 重点施策

### **【重点施策1】高齢者の自殺対策の推進**

高齢者は家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立していくケースがあります。そのことにより、問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れがあります。また、年齢による身体の変化や病気の発症などにより健康について思い悩み、それが原因で自殺につながることも考えられます。

本町では、高齢者本人への支援のみならず、家族に対する支援も含めて自殺対策に取り組んでいきます。

#### **(1) 高齢者に対する情報の周知や知識の普及・啓発**

##### ○高齢者向けの相談先や交流できる場等の周知（福祉課）

高齢者と関わる関係機関を通して、高齢者向けの相談先や交流できる場等の情報周知を図ります。

##### ●高齢者向けメンタルヘルスに関する健康教育（健康増進課、住民生活課）

高齢者のうつ予防をテーマとした健康教育や予防に関するパンフレットの配布を実施し、高齢者への知識の普及を図ります。

#### **(2) 支援者の「気付き」の力を高める**

##### ○ゲートキーパー養成講座（健康増進課）

日常的に地域住民の見守り活動等に尽力している民生委員児童委員や精神保健ボランティア等の町民に対して、また、町職員や専門職従事者に対してゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、人材の育成を進めます。

#### **(3) 高齢者や介護する家族等への支援**

##### ○相談・家庭訪問の実施（総務課、税務課、健康増進課、福祉課）

生きる支援に関する相談、また、家庭訪問等により対象者に必要な支援を行うことで、対象者とその家族の不安の解消や問題解決を図り、自殺予防につなげます。（こころの健康相談、精神保健に関する家庭訪問、人権相談、徴収の納税相談、消費者行政推進事業）

##### ○高齢者の生活支援の取り組み（福祉課）

高齢者が健康で自立した生活ができるよう、支援を行い、自殺リスクの軽減を図ります。（要介護高齢者等住宅改造助成事業補助金、老人日常生活用具給付等事業）

##### ○高齢者の生きがいづくりへの取り組み（福祉課）

高齢者の憩いの場づくりや生きがいもてる取り組みを行い、自殺リスクの軽減を図ります。（長寿慶祝金、後期高齢者健康優良者表彰）

##### ○町内医療機関や保健所等関係機関との連携支援の実施（健康増進課）

町内医療機関や保健所等関係機関と連携し、こころの健康に問題があり、支援が必要な人について、町内医療機関と情報を共有し、対象者を早期に適切な支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。

## **【重点施策2】生活困窮者・無職者・失業者の自殺対策の推進**

生活困窮者・無職者・失業者は単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺のリスクが高い傾向があります。

そのため、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働し取り組み、包括的な支援を推進していきます。

### **(1) 生活困窮者・無職者・失業者に対する「生きることの包括的な支援」の強化**

#### **○「安心つなぐシート」を使用した庁内連携相談支援の実施（庁内各課）**

各課窓口来庁者の抱える問題を把握し、問題に対応できる庁内の適切な相談窓口と「安心つなぐシート」を活用し、連携をとることで、来庁者の問題の早期解決、また、自殺リスクの軽減を図ります。

生活困窮者の相談窓口において本人が抱える他の問題を把握できた場合、他課と連携をとり経済的な支援と併せて他の問題に対しての支援を行い、本人への包括的な支援の提供を推進します。

#### **○相談先情報等掲載したリーフレット作成（健康増進課・商工観光課）**

来所者へ生きる支援に関する相談先を記載したリーフレットを作成し、職業安定所と連携を図り、情報周知を図ります。

#### **○生活困窮者・無職者・失業者に対する相談支援の実施（総務課、税務課、福祉課、健康増進課）**

生活困窮者・無職者・失業者が抱える問題の相談を受け、問題解決のための支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。（人権相談、徴収の納税相談、消費者行政推進事業、こころの健康相談等）

### **(2) 支援につながっていない人を、早期に支援へつなぐための取り組み**

#### **○ゲートキーパー養成講座（再掲）**

日常的に地域住民の見守り活動等に尽力している民生委員児童委員や精神保健ボランティア等の町民に対して、また、町職員や専門職従事者に対してゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、人材の育成を進めます。

#### **○町内医療機関や保健所等関係機関との連携支援の実施（再掲）**

町内医療機関や保健所等関係機関と連携し、こころの健康に問題があり、支援が必要な人について、町内医療機関と情報を共有し、対象者を早期に適切な支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。

## **【重点施策3】中高年の自殺対策の推進**

家庭、職場の双方で重要な位置を占める中高年は、心理的・社会的にも負担を抱えることが多く、自殺のリスクが高い傾向にあります。

そのため、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、また、職域と連携を図り、自殺対策を推進していきます。

(1) こころの健康づくりに関する知識の普及啓発

○休養とこころの健康に関する講演会（健康増進課）

住民を対象に、休養とこころの健康づくりをテーマに講演会を実施し、こころの健康に関する知識の普及・啓発を図ります。

(2) 職域と連携した取り組み

○相談先情報等掲載したリーフレット作成（健康増進課）

生きる支援に関する相談先を記載したリーフレットを作成し、事業所等と連携を図り、情報周知を図ります。

○町内医療機関や保健所等関係機関との連携支援の実施（再掲）

町内医療機関や保健所等関係機関と連携し、こころの健康に問題があり、支援が必要な人について、町内医療機関と情報を共有し、対象者を早期に適切な支援につなげ、自殺リスクの軽減を図ります。

**【重点施策4】全年齢の自殺対策の推進（実態調査結果より）**

人とのつながりを持つことで、役割を持つことができ、また、相互支援の関係ができると考えられます。

そのため、町民が「誰かとのつながり」や「居場所づくり」ができる取り組みを推進していきます。

(1) 「誰かとのつながり」や「居場所づくり」ができる場の情報提供

○相談先情報を掲載したリーフレット作成・相談先等広報紙掲載（健康増進課）

生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを作成、また、相談先等を広報紙に掲載し、町民に対する情報周知を図ります。

●サロンや集いの場等の情報を掲載したリーフレット作成（健康増進課）

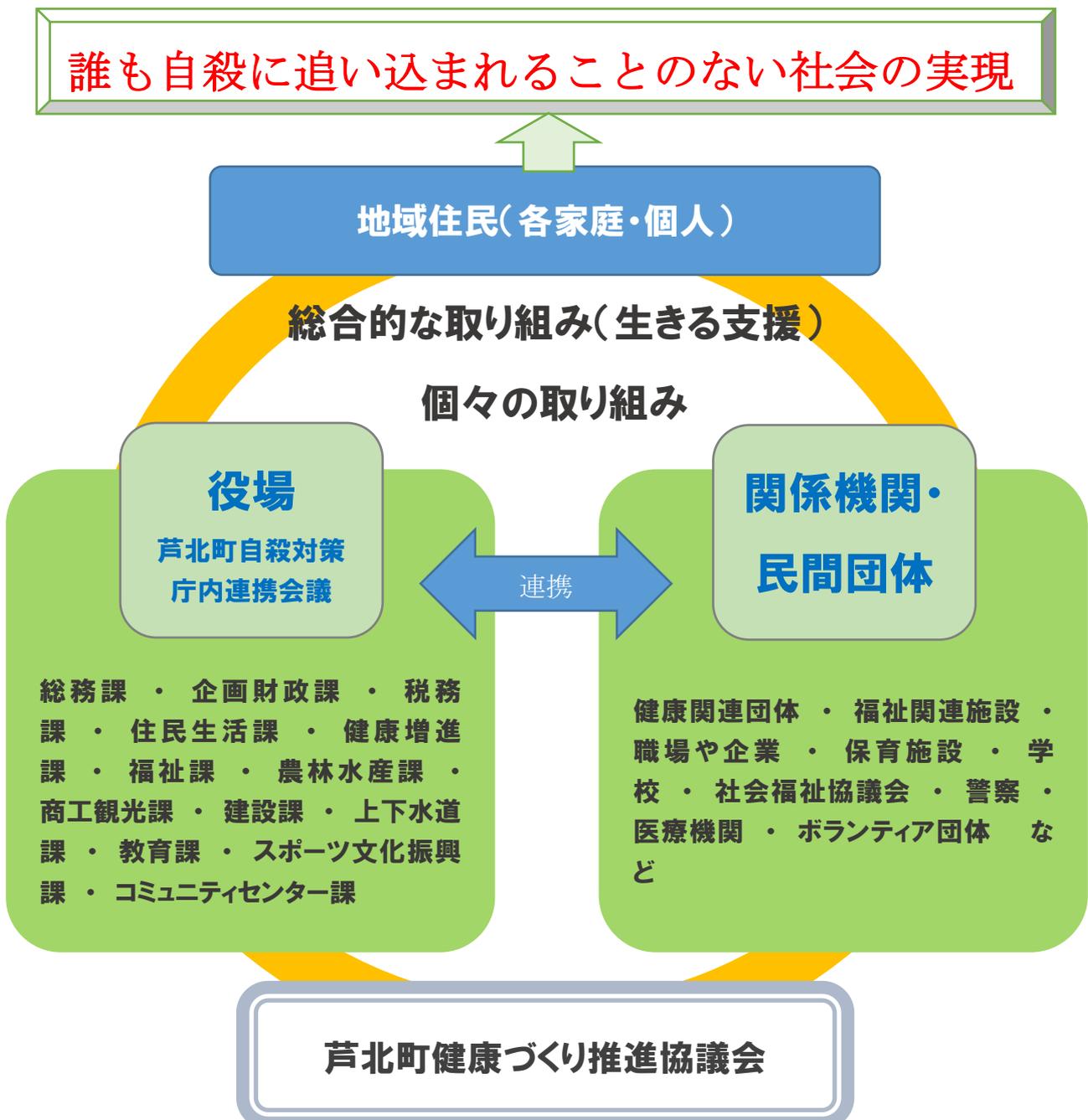
町内で実施されているサロンや集いの場の情報を掲載したリーフレットを配布し、町民に対する情報周知を図ります。

## 第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策の推進のためには、町民一人ひとり、関係団体、行政が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。

本町では、計画の推進のため、自殺対策に関する庁内連携会議において、自殺対策の具体的取り組み事項について庁内各課から報告し、進捗状況を確認します。また、芦北町健康づくり推進協議会では、計画について評価し、実情に応じた施策を推進していきます。

図2-4 推進体制図





# 資料編

## 芦北町「生きる支援関連施策」一覧

自殺は、負債や失業、病苦やいじめなど様々な悩みに追い込まれた末の死です。「誰も自殺に追い込まれない社会」を実現させるためには、借金等の法律相談、就労支援、学校でのいじめ防止の教育など「生きる支援」に関連する地域のあらゆる取り組み（自殺対策関連事業）を総動員させることが重要です。

そこで、第1期計画に引き続き、役場各課が実施している事業の中で、自殺対策に関連する事業の洗い出しを行い、芦北町「生きる支援関連施策」一覧として資料編を作成しました。役場内で実施している自殺対策関連事業を最大限に活用し、「誰も自殺に追い込まれない社会」の実現を目指します。



# 芦北町「生きる支援関連施策」一覧

※●:生きる支援に関連する事業 ▲:生きる支援に関連する事業  
 ※●及び▲の判定は国が作成する自殺対策計画策定のための「手引き」(棚卸事例集)等を参考とした

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒の 教育	高齢 者	中高 年男性	無職 者・失 業者	生活 困難者	SDGs 番号	
総務課	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。	・講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。			●								
	職員の研修事業	・新人職員研修 ・メンタルヘルス研修(ラインケア) ・メンタルヘルス研修(セルフケア)	・新人職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。 ・(ラインケア)管理職として、部下の抱えるストレスに気づき対処する方法を身に付ける。 ・(セルフケア)ストレスに対する理解を深め、自分のストレスに気づき、対処する手法を知る。		●	●	●							
	男女共同参画事業	男女共同参画社会の実現に向けて、住民と共に考え行動する参画型イベントを開催することによって、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントを通じて住民の情報発信や交流を支援する。	・男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。				▲							
	職員健康診断	全職員を対象に、健康診断を実施する。	・健康診断を行い、健康等に問題がある場合にはより詳細な検査、指導、聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。				●						③	
	ストレスチェック	全職員及び教職員を対象にストレスチェックを実施する。	・ストレスチェックの結果を活用し、問題等があった場合などは、必要に応じて専門医への相談を促す。				●						③	
	メンタルヘルスケア(メンタルヘルス研修)	・産業医による職員のメンタルヘルスに係る助言 ・医師及び臨床心理士によるカウンセリング ・専門医によるメンタルヘルス等に係る講演	・早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、自殺のリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。 ・講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。			●	●						③	
	職員健康管理事業	全職員(会計年度任用職員含む。)を対象に、福利厚生を目的としたイベントを行う。	・イベントを通じて、いつもの職場とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことが出来れば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。				●							
	行政相談	行政に対するご意見、困りごと相談	・相談者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど自殺リスクの高い方も多いと思われる。 ・相談をきっかけに、抱えている他の課題等も把握、対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援となり得る。				●							
	人権相談	いじめ、家庭内の問題、近隣関係、差別やプライバシー侵害、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害、その他人権に関する困りごと相談	・相談者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど自殺リスクの高い方も多いと思われる。 ・相談をきっかけに、抱えている他の課題等も把握、対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援となり得る。				●		●	●	●	●		
	保護司会助成(負担金)	保護司会の健全な運営を図るため、負担金を支払う。	・犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ・対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。			▲								
	メンター制度	入庁1年目の職員に対し、各1人ずつ先輩職員をメンターとして配置し、相談、懇親などのコミュニケーションを通じて精神的不安の解消を図る。	・制度を実施していく中で若手職員の変化にいち早く気づくことができ、総務課にて早期対応ができる。 ・メンター制度対象者全員に対し、自殺対策の講義を行い、制度活動の参考にしてもらう。			●	●	●						
	広報事業	・広報あしきた、まちだよりでの行政情報等の発信(取材・編集業務を含む) ・町ホームページでの行政情報等の発信 ・防災行政無線による行政情報等の発信	・広報紙や防災行政無線などは、住民が地域の情報を得るには最も身近な情報媒体であり、広報紙への特集記事などで取り上げることで、効果的な啓発が可能となる。				●							
	交通安全対策事業	交通指導員25人を中心に街頭指導や交通安全運動、保育園児や小学生を対象とした交通安全教室及び高齢者用電動車いす安全運転講習会等を開催。 芦北警察署をはじめ関係機関との連携を図り、交通安全意識の高揚を図る	・交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ・加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ・相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。				●							
	八代人権擁護委員協議会助成(負担金)	八代人権擁護委員協議会の健全な運営を図るため、負担金を支払う。	・対象者が様々な問題を抱えている場合には、人権擁護委員が適切な支援先へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。				●							
	くまもと被害者支援センター助成(負担金)	くまもと被害者支援センターの健全な運営を図るため、負担金を支払う。	・対象者が様々な問題を抱えている場合には、支援センター職員が適切な支援先へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。			▲								
	財産管理事業	町有財産の管理保全をし、財産の貸付及び売却に関する事務を行う	・貸付している財産の使用料を滞納している方の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態かつ必要な支援につなげていない方もいると思われる。 ・収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした方に気づいたときには、適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。			▲								
防犯対策事業	近年の犯罪事情の多様化、凶悪化に伴い、防犯・治安に関する町民の関心や不安感が高まっていることから、犯罪などから町民の安全を確保し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために、生活安全安心推進協議会を開催。 防犯対策として、防犯カメラや防犯灯の設置補助を行い、防犯と通行の安全性向上を図る。 役場職員等を編成し振り込み詐欺の事案が発生していることから、芦北警察署と連携し、防災行政無線により周知を行い犯罪の予防を図る。	・推進協議会で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。				●				●	●			

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	中高生男性	無職者・失業者	生活困窮者	S D G s 番号	
総務課	消防団運営事業	町民の生命・財産を守るという消防精神の下、消防団員に対する各種訓練を実施し、消防知識及び技能習得に対し支援を行う。	消防職員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。	▲										
	災害対策事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の策定等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	・自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ・地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。	▲		▲								
企画財政課	定住自立圏共生ビジョン策定事業	国の定住自立圏構想推進要綱に基づき八代市、水川町と本町が締結した協定により、圏域が目指す将来像や連携する施策、事業を定める。	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組に該当するならば、共生ビジョン改定の際に自殺対策を加えることは可能。	▲			▲							
	芦北町総合戦略策定事業	人口減少問題への対応と成長力の確保に資するため、基本目標、取り組みの方向性、具体的施策及びKPIを定める。	現在の総合戦略中、基本目標4 暮らしを支える基盤をつくる、基本的方向(ウ)安全・安心な暮らしをつくる環境整備、1からの健康と地域を守る、の項目がある。 必要であれば、改訂の際に自殺対策を加えることは可能。			▲							⑪	
税務課	徴収の納税相談	住民からの納税相談	税金などを期限までに納付できない住民は、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にあると考えられる。 納税相談を機会に福祉部局等と連携して様々な支援に繋げていく。			▲								
	生活保護申請事務(減免申請案内)	福祉課より生活保護の申請があった住民の税情報の照会時、町税の減免申請の案内も併せて行う。	生活保護の申請を行う住民は、生活困窮に陥っている可能性が高いと思われるため、認定を受けることにより町税の減免申請ができる事の制度周知を行う。				●	●	●	●	●	●		
	未申告者への申告案内	給報や年報などの課税資料がなく、申告も無い住民に対して申告を促し、国保税などの軽減判定を行う。	申告を行っていない住民は、収入も少なく生活に困窮している可能性が高いと思われるため、強制的に申告を行わせ、国保加入者においては国保税の軽減を図ると共に、福祉部局等と連携して様々な支援に繋げて行く。				●	●	●	●	●	●		
上下水道課	使用料金徴収業務(水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業)	・使用料金(水道・集排・生排)滞納者に対する徴収業務 ・給水停止執行業務	▼使用料金を滞納している人への徴収業務・給水停止執行業務等を含むため、徴収員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。					●	●	●	●			
住民生活課	後期高齢者医療 国民年金 国民健康保険医療	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握 各種届書、申請書の受付、相談対応等を行う。	▼保険料等の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えていることも少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じながら、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。		●								③	
	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上で有益な情報源として活用できる可能性がある。			●		●	●	●	●		⑥	
	水俣病発生地域高齢者等在宅支援	高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、運動教室による基本的行動機能の維持向上による日常生活での質の向上、及び介護予防講習会の開催、またグラウンドゴルフ大会等による社会参加の促進に資することにより、住民全体の活力アップ、もやい直しの推進を図る。	▼水俣病の発生による様々な社会問題によって、未だに積極的な社会参加を避ける水俣病被害者等が外出の機会を失うことで、高齢化とも併せ、より体力低下になることから、地域とのかかわりが希薄になっている。 それによって孤独となり、時に自殺リスクにつながる事が考えられる。 ▼日常生活行動能力等向上及び生きがいづくり支援を行うことで、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。				●						③	
	各種扶助事務 水俣病相談窓口事業	医療・出産・葬祭扶助 水俣病療養費	▼扶助費等の申請を行う方の中には、病気の苦しみや大切な方との死別等で、費用の支払いや手続き面などでも様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。 ▼病気や死亡には自害や自殺のケースがあることも想定されるため、家族や遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット等(自死遺族の相談・支援先掲載)を配布することにより、扶助費の支給機会を家族や遺族への情報提供の機会として活用することもできる。				●		●					
	重複・多剤服薬者への訪問指導	重複・多剤服薬者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき、保健師等が訪問指導)	▼医療機関を重複受診する方の中には、地域で孤立状態にいたり、日々の生活や心身の健康面で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●		●					
	40歳未満の住民を対象とした健康診査(国民健康保険加入者分)	40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。				●						③	
	水俣病情報発信事業	講演会を通して水俣病について学び、うたせ船に乗り、再生された八代海を直接感じて被害地域を実体験することで、水俣病に関する正しい理解を深め、水俣病の教訓を後世に伝える。	▼水俣病の発生による様々な社会問題によって、未だに積極的な社会参加を避ける水俣病被害者等が存在する中、得られた教訓を人類の警鐘として、このような悲惨な公害が再び繰り返されないことがないよう後世へ伝えていくことで、このことが原因となる生活面での困難や問題による自殺のリスクが削減される。				●							
	もやいまつり	子供から大人までの幅広い世代間交流と、もやい直しの輪を広げる事を目的とし、女島地区のふれあいの場を創出し、地域間交流及び地域活性化の向上を図る。	▼水俣病の発生による様々な社会問題によって、未だに積極的な社会参加を避ける水俣病被害者等が外出の機会を失い、地域とのかかわりが希薄になることで、地域コミュニティの存続が危ぶまれる事態が懸念される。 ▼外出を増やし、交流の機会を増やすことで、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。			▲								
	住民票、戸籍、パスポート マイナンバーカード 印鑑登録 火葬埋葬許可、火葬許可 在留関連	各種届出、申請書、証明書の受付発行、及び手数料の収納事務を行う。	▼どこに相談したらよいか、もしくはどのような手続きが必要か迷うことも少なくないと思われる。 ▼そのため来訪者の動向に注視し、不明な点等に対し即座に配慮できるよう、気づきとしての視点を持つ。			▲								

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット	人材	啓発	生きる	児童	高齢	中高	無職	生活	SDG
				ワーク	育成	と周知	支援	生徒の	者	年	・失	困窮	s
				強化				教育		性	業者	者	番号
住民生活課	ごみ処理対策、不法投棄対策	各家庭における分別収集の徹底による資源ごみのリサイクルを推進することで、ごみの減量化を図る。 また、不法に廃棄されたごみを回収することで、環境美化の維持に努める。	▼ごみ問題には、孤独・孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可能性がある。 ▼このような問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少ないため、自殺のリスクが高い住民にアプローチする窓口、接点となり得る。				●						
	防疫対策、狂犬病予防対策 地球温暖化対策	住居周辺の消毒に係る機器の貸し出し 狂犬病発生抑制と蔓延防止のための集団注射の実施 温暖化防止と省エネの推進及び啓発	▼不衛生、病気蔓延、災害発生等による住環境の不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼このような問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少ないため、相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば関係機関につなぐなどの対応を取ることにより、支援への接点となり得る。				●						
	(新)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	75歳到達者フレイル健診、健康状態不明者への訪問事業等	▼事業をとおして、生活面や健康面などに対して不安を感じていることを聞き取ることができる。必要に応じて地域包括支援センターや関係機関と連携し、支援することで自殺リスクの軽減を図る。				●		●				③
健康増進課	自殺対策に関する庁内連携会議	自殺対策に関して、庁内各課と連携体制の整備等を目的とした会議。	・自殺対策について庁内の横断的な体制が整備され、総合的な自殺対策の推進につながる。	●									
	乳児全戸訪問事業	乳児を対象に実施。児の成長・発達の確認、保護者への育児支援を行う。	・保護者への不安や悩みに対して、傾聴し、支援を行うため、保護者の 育児不安の解消につながり、自殺のリスクを軽減させることができる。 ・訪問者にゲートキーパー等の研修を受けてもらうことで、母親との面談の中で、自殺のリスクの高い者に気付くことができ、早期に支援等の対応ができる。				●						③
	母子健康手帳交付	妊娠届のあった者に対して、母子健康手帳の交付及び妊娠中の生活面・栄養面の保健指導を行う。	・本人や家族との面談時に、本人の状態や家庭の状況等把握でき、支援が必要であれば、関係機関につなげる等自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●						
	妊婦健診事業	医療機関で行う妊婦健診(14回)に係る費用の助成。	・妊婦の中には経済的な問題を抱え、健診を受診せず不安を抱える妊婦もいる。 ・健診の費用を助成することで、健診を受診でき、不安の解消にもつながり自殺のリスクを軽減させることができる。				●						
	親子の安心サポート	子どもの健康や妊娠中の不安等について、保健師、管理栄養士が個別相談に応じる。また、子どもの発達や食事、睡眠などをテーマにミニ講話を行う。	・育児不安や育児によるストレス等は自殺のリスクを高める要因である。 ・相談に応じることで、不安やストレスを軽減することができる。また、相談時に状況を把握し、必要な場合は関係機関の支援へつなげる等自殺対策につながる。				●						
	乳幼児健診	3〜4か月児、7〜8か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に病気や発達の遅れ等の早期発見及び育児支援を実施。	・育児不安や育児によるストレス等は自殺のリスクを高める要因である。 ・健診の面談時に相談に応じることで、不安やストレスを軽減することができる。また、相談時に状況を把握し、必要な場合は関係機関の支援へつなげる等自殺対策につながる。				●						③
	乳幼児健康相談	・児の健やかな発達と保護者の育児等に対する不安の軽減を図ることを目的に、ことばや行動面等で不安のある幼児と保護者を対象に心理士、言語聴覚士による健康相談を実施。 ・相談結果に応じて、保育施設や療育機関等と連携しながら個別支援を実施。	・専門家が相談に応じることで、保護者の負担や不安の軽減ができる。 ・必要な場合は、別の機関へつなぐ等の対応ができ、包括的な支援ができる。				●						
	沐浴体験	出産を迎える夫婦を対象に、安心して産後を過ごすよう赤ちゃんの成長発達等についての健康教育、また沐浴実習を実施。	・出産を迎える夫婦の中には、出産や育児に対する不安を抱えた人もいる。この事業を実施することで、夫婦の不安の軽減を図る。				●						
	離乳食相談	・生後7か月児の第1子の保護者を対象に、離乳食の進め方等に関する講話及び調理実習を実施。	・離乳食に関する相談を通して、その他の不安や問題等についても聞き取り把握でき、問題の早期発見、早期対応する機会となる。				●						
	母親の心のケア推進事業	産後の不安やストレスの強い母親に対して家庭訪問を行い、医療機関と連携をとりながら、育児や精神面での不安の軽減を図り、個別支援を実施。	・産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。出産後の早期の段階から、必要な支援を行うことでうつのリスクの軽減、また、自殺リスクの軽減につながる。				●						
	養育医療事業	身体発育が未熟のまま出生した乳児で、医師が入院医療を必要と認められた乳児の入院にかかる医療の給付を実施。	・養育医療対象の保護者は子どもの発達や育児等の不安を抱えている者が多いと考えられる。 ・保護者との面談時に、不安等を把握し、必要な支援を行うことで、不安の軽減を図り、自殺のリスクの軽減につながる。 ・また、申請時に相談場所の周知等を行うことも自殺対策として効果的と考えられる。				●						
	生殖補助医療費助成事業及び一般不妊治療費助成事業	不妊治療にかかる費用の経済的負担の軽減を図るため、治療にかかる費用の助成を実施。	・助成を受ける者は不妊で悩みを抱えており、また、経済的な問題を抱えている者もいると思われる。 ・申請時に、本人が抱える悩み等を把握できる機会にもなり得る。また、悩みに関して、相談場所の周知を行うことは、自殺対策として効果的と考えられる。				●						
	こころの健康相談	こころの健康に関すること、来所相談や電話相談を随時実施。	・相談者は自殺のリスクが高い者と考える。 ・相談者の状況を把握し、必要な支援を行うことで、本人・家族の不安の軽減、悩みの解決につながり、本人・家族の自殺のリスクを軽減できる。				●		●	●	●	●	
精神保健に関する家庭訪問	家庭訪問を実施し、医療機関や相談事業所等と連携をとりながら、支援を行う。	・精神障がい者やその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い人も少なくない。 ・早い段階から支援を行い、本人や家族を包括的・継続的に支援していくことで、自殺のリスクの軽減につながる。				●		●	●	●	●		
休養・こころの健康に関する健康教室	一般住民を対象に、休養とこころの健康づくりに関することをテーマに講演会を実施。	・こころの健康づくりに関して情報提供することで、自殺リスクの軽減につながる。と考えられる。 ・また、自殺予防に関する情報(自殺の問題とその対応)について伝えることで、自殺の問題に対して住民の理解促進を図ることができる。				●		●	●	●	●		
各種健診・健診後の保健指導	20歳以上を対象に、基本健診・がん健診等を実施。費用は健診の種類によって全額一部公費負担で実施。健診後、生活習慣病のリスクが高い者に対し、健診結果に基づき、生活習慣改善に向けた保健指導を実施。	・健診や保健指導の個別面談を通して、メンタルヘルスについても把握でき、自殺のリスクが高い人の把握ができる。 ・問題がある人については、支援につなげることができ、自殺のリスク軽減を図ることができる。				●							

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	中高生男性	無職者・失業者	生活困窮者	SDGs番号
健康増進課	あしきた健康フェア	「あしたのためにきたえよう！健康力」をテーマに健康に関する情報提供や簡易健康チェックなどを実施。	・健康フェアのこころの健康づくりコーナーでメンタルヘルスについての知識、自殺対策に関する情報提供を行うことで、自殺のリスク軽減や自殺問題に対しての住民の理解促進を図ることができる。			●							
	芦北町健康づくり推進部会	「健康づくり推進計画(第4期)」の策定にあたり、作業部会において計画の目標及び取り組みを検討。健康づくりに関する実態調査の分析をもとに、次期計画を策定する。	・第4期の健康づくり推進計画策定の際に、自殺対策について盛り込むことで、自殺対策との連動性を高めることができる。 ・また、自殺対策のネットワークの幅が広がれると考える。	●									
	健康応援メニュー	保育施設・学校を対象に生活習慣病予防、こころの健康、歯科保健等をテーマに健康教室を実施。	・こころの健康づくりに関して情報提供することで、自殺リスクの軽減につながるかと考える。			●	●	●					
	ゲートキーパー養成講座(周囲の気づきの力を高めることをテーマとした講演会)	周囲の人の悩み等に気づき、サポートにつなげることができるよう、支援者等を対象に知識の普及を目的に実施。	・ゲートキーパーが、ゲートキーパーの役割を発揮することで、自殺危機にある町民の自殺を予防できる。 ・ゲートキーパーがそれぞれの所属部署の業務の中で役割を発揮することで本町の自殺対策の推進、さらには本町の自殺者数の減少につながる。	●	●								
	「つなぐシート」を使用した相談支援	庁内において、つなぐシートを使用し、各課連携をとりながら相談を実施。	・庁内各課が来所者の抱える問題を解決できる庁内の適切な窓口とつなぐシートにて連携をとることで、来所者の問題の早期解決を図ることができ、自殺リスクの軽減につながる。	●			●						
	相談窓口等周知	健康や生活支援について等、様々な相談窓口・サロン糖について記載しているチラシやリーフレットを関係機関を通して配布。	・相談窓口等の周知を図ることで、様々な悩みを抱えた者が迷わずに済むよう、相談窓口等を利用することで利用者の抱えている悩みの解決につながり、自殺リスクの軽減を図ることができる。			●	●		●	●	●	●	
	(新)産後ケア事業	母親のこころと体のケアや育児について、また授乳ケアや授乳中の食事のことなどについて専門的なアドバイスを行う事業。(国保水俣市立総合医療センターへ委託)	出産後の心身の安定と育児不安の解消等を図るため、適切な授乳や育児の手技だけでなく、母親の身体的ケアや母親の心理的ケアなどについて指導を行い、自殺のリスクである産後うつ発症の防止を図る。				●	●					
	(新)産前・産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みなどについて相談を受ける事業。	妊娠・出産・子育てに不安を抱えていたり、身近に相談できる人がいない人などの相談を受けることで、育児の孤立化を防止、不安やストレスを軽減することができる。また、相談時に状況を把握し、必要な場合は関係機関の支援へつなげる等自殺対策につながる。				●	●					
	(新)産婦健康診査費用助成事業	産後1か月の間に産婦1人につき2回、産婦健康診査を実施する。(問診、体重・血圧測定、エジンバラ産後うつ病質問票による産後うつつの評価等を実施)	産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、乳児の虐待防止や産婦の健康状態の把握、また産後うつ予防を図る。					●					
	(新)新生児聴覚検査費用助成事業	新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行う。	新生児聴覚検査に係る費用を助成することで、新生児の聴覚障害の早期発見、早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。					●					
福祉課	民生児童委員協議会補助金	毎月開催される定例会において、委員同士の情報交換や関係機関の取り組みの情報共有を行い、また、研修などを通し相談対応スキルの向上を図り、地域住民の身近な相談相手として、相談対応、関係機関への繋ぎを行う。	同じ地区の住民という立場から、気軽に相談でき、相談内容を役場関係機関へ引き継ぐ事ができる。	▲	▲								
	水俣・芦北地域見守り活動等支援事業	地域福祉コーディネーターを設置し、住民主体による地域福祉活動を推進するため、生活基盤を単位とした小地域による見守り活動の推進と体制の強化に向けたネットワークの構築と充実を図る。	水俣・芦北地域では、水俣病被害等に対する偏見や差別に苦しみ孤立している方も多い。また、高齢化率も高い地域であり、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、地域福祉コーディネーター等を配置し、安否確認や相談・介護の支援等地域住民が自ら見守り支え合う仕組み作りの確立を目指す。	▲	▲								
	消費者行政推進事業	八代市消費者生活センターの消費生活相談員による出張相談会や弁護士相談会を開設する。	専門の資格を持った相談員による消費生活に関する相談や苦情対応をすることで、支援を図る。				●		●	●	●	●	
	福祉センター管理委託事業	・芦北福祉センター ・田浦福祉センター ・小田浦福祉センター ・内野福祉センター における周知	各福祉センターに各種相談先のリーフレットを置くことにより、問題啓発と情報提供の拠点として活用できる。			▲							

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	中高年男性	無職者・失業者	生活困窮者	S D G s 番号
福祉課	罹災者救助及び災害弔慰金	災害により身体及び住居に被害を受けた罹災者に対し、災害見舞金を支給する。	災害により、人的被害・住家被害(経済的被害)を被った罹災者に対し、支援を行うことで早期の生活再建を図ることができる。				●						
	子育て短期支援事業	家庭において、保護者の病気や出産、出張等の理由によりお子さんを一時的に養育することができない場合に、一定期間の委託する児童養護施設で預かる事業。 ※光明児童園(水俣市)に委託。	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間ショートステイを行うことで、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。				●						
	子育て支援センター事業	保育所等に通園していない親子等の子育て相談や交流の場の提供。 ※田浦保育園・あしかた・まちのこども園に委託。	保育や支援センターの行事等を通じて、保育士が問題を抱えている保護者に気付き、悩みや疑問についての相談に応じ、精神的に不安定な場合は、他の関係機関へつなぐことができる。				●						
	子ども医療扶助費	子どもが病院や薬局を利用したとき、医療費(保険適用分)の一部負担金の全額を助成する。	子育て世代の経済的負担軽減を図り、また、医療費の申請において対象者の状態把握に努め、必要に応じて、関係機関へつなぐことができる。				●						
	延長保育事業補助金	就業等で保育園の閉園時間に迎えに來れない保護者の園児を、延長保育する。 ※町内すべての園(8園)で実施。	保護者の就労形態や家族形態の多様化に伴い発生する、延長保育の需要に対応することで、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。				▲						
	放課後児童健全育成事業補助金	保育園の放課後児童クラブ。(田浦保育園、認定こども園すくすく、浮光育児園、湯浦保育園の4園)	小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいなかったり、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通じて、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。				▲						
	障害児保育事業補助金	民間の保育所において障害児を入所させ、一般の児童とともに集団保育することにより、障害児に対する適切な指導と福祉の増進を図る障害児保育事業を行う事業者に対し、補助金を行う。	障害児を抱えた保護者への保育支援の提供を行うことで、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。				▲						
	児童手当	児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭等における家庭の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。 支給対象:中学校卒業までの児童を養育しているもの。	子育て世代の経済的負担軽減を図り、また、児童手当の申請、現況届受付において、対象者の状態把握に努め、必要に応じて、関係機関へつなぐことができる。				●						
	子どものための教育・保育給付費	町内の子どもが利用する私立保育所や認定こども園等(保育施設)に対し、給付(委託費)を行う。 ※町内外の保育施設に対して行う。	保育施設に対する財政支援を行うことで、子育て世代が安心して保育施設を利用することができ、もって児童及びその家庭の福祉の向上を図る。				▲						
	ひとり親等家庭医療扶助費	父または母が養育する子どもが20歳を迎えるまで、医療費(2/3)を助成する。	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、医療費を助成することで支援を図る。				●						
	障害支援区分認定医師意見書作成手数料	市町村が障害福祉サービスの支給の可否を決定するために障害支援区分の認定を行うこととされており、80項目から成る認定調査を町で実施している。 その添付資料として意見書が必要となる。	障害支援区分を認定し、障害福祉サービスを提供することで、障害者の家族の方の負担軽減に寄与し得る。				●						
	地域活動支援センター事業委託料	委託先 みつば学園(ハレット)障がい特性に応じた社会適応訓練、就労活動(花苗栽培)	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の場を提供し自活に必要な訓練を行う。障がい者の地域生活支援の促進を図り家族の方の負担軽減に寄与し得る。				▲						
	障害者移動支援事業委託料	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援。	在宅障害者・者に対して、屋外での移動が困難な障害者について、外出の為の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する。				▲						
	コミュニケーション支援事業委託料	聴覚、言語、音声機能等の障害の為に、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者その他の者の意思疎通を仲介する「手話通訳等」の派遣等を行う。	手話通訳者が対象者と意思疎通を図ることで、気づき役・つなぎ役としての役割を担える可能性がある。				▲						
	障害者(児)日中一時支援事業委託料	在宅障害者・者に対して、通所により日中活動の場を確保し、障害者家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。	家族の一時的な休息を図ることで負担軽減に寄与し得る。				▲						
	障害者相談員事業委託料	身体障害者 4名(身体障害者福祉連合会) 知的障害者 1名(手をつなぐ育成会)	身体及び知的に障害のある方の更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域で共に生きるための意識啓発を行う。				▲						
	障害者(児)相談支援事業負担金	身体 石路の里 知的 くまもと声北療育医療センター 精神 まどか園	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行い、在宅の障害者が地域で生活するために、必要な相談や援助等を行うことにより、福祉の向上を図る。				▲						
	地域活動支援センター事業負担金	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の場の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。 支援センターまどか(水俣市)	地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図る。				▲						
	障害者住宅改造成業補助金	在宅における重度心身障害者等の世帯に対し、住宅改造成に係る費用を助成することにより、自立促進並びに介護者の負担軽減を図る。	住環境を整備することにより、本人の生活の質の向上及び介護者の負担軽減の緩和が図られる。				●						
	重度心身障害者医療費扶助	疾病にかかるリスクの高い重度心身障害者に対して、医療費を助成することにより、健康の増進を図ることを目的とし、身体1・2級、療育A1・A2、精神1級保持者に対して医療費から自己負担額(通院1,020円、入院2,040円)と高額医療費助成を受けた分を差し引いた額を支給。	医療費が継続的にかかる重度心身障害者の方に対して、医療費の一部を助成することによって、経済的負担軽減を図る。				●						

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒 の教 育	高 齢者	中 高 年 男 性	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者	S D G s 番 号	
福祉課	日常生活用具給付費等扶助	日常生活用具は6区分あり、障害および程度に 対し給付する。	日常生活用具を給付することで、身体・知的障害者(児)の日常 生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。				●							
	補装具費扶助	身体障害児・者の失われた機能を補完又は代替 するために、補装具を必要とする者に対して支給を 行う。	身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。 身体障害児は将来、社会人としての自立自活するための素地 を育成・助長する。				●							
	自立支援給付費等扶助	①介護給付費:介護が必要な方で障害支援区分の 認定を受けてサービスを提供する。 ②訓練等給付費:生活訓練、就労訓練、機能訓練 ③療養介護医療:重度心身障害者を対象とした療 養介護(医学的介護や日常生活支援)のうち医療 にかかわるもの。	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが必要な障害者 に提供する制度で、障害福祉施策の根幹となる最も重要な制度。				●							
	自立支援医療費(更生医 療・育成医療)扶助	身体上の障害のある方、または現存する疾患を 放置すると将来障害を残す方で、確実な治療効果 が期待しうる障害者に対し、指定医療機関で受け た医療費を助成。 18歳以上:更生医療 18歳未満:育成医療	長期にわたる定期的治療が必要となるため障害軽減、経済的 負担の軽減を図る。				●							
	障害者福祉手当	身体:1・2級 7,000円 3・4級 6,000円 5・6級 5,000 円 知的:A1・A2 7,000円 B1・B2 6,000円 精神:1級 7,000円 2級 6,000円 3級 5,000円	心身に障害のある在宅生活を営む身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対して、心身障害者福祉手当を支給し、障害者の 福祉の増進を図る。				●							
	障害児通所給付費扶助	児童福祉法に基づき、療育等の支援が必要な障 害児に対しての福祉サービスであり、未就学児に ついては、日常生活における基本的動作の指 導、集団生活の適応訓練等を行う児童発達支援や 保育所等訪問支援、就学時については、就学終 後などに生活能力向上のために必要な訓練等を行 う放課後等デイサービス等のサービス。	療育が必要な障害児(発達障害のおそれ合)を指導・訓練する ことで、子育て世代の支援を図る。				●							
	障がい理解促進事業	UDeスポーツ、障害者週間啓発活動等	町民の障害に対する理解の促進及び障害者が主体的に社会 参加できる機運を醸成することを目的とする。				▲							③
	自発的活動支援事業	・社会活動支援:クリーン作戦 ・孤立防止活動等支援:孤立防止活動・災害対策 ボランティア活動支援	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ よう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自 発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るこ とを目的とする。				▲							③
	障害者公衆浴場無料及び 割引入浴料補助金	本町に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されて る方で、障害手帳の保持者。また、身体障害者手 帳の1種1級から3級の保持者及び療育手帳A1・A2 の保持者を介護するもの。	町内に居住する障害者に対し芦北町温泉公衆浴場等の無料及 び割引券を交付することにより、憩いの場を提供し、社会参加の 促進を図る。				●							
	児童福祉施設等利用交通費 助成事業補助金	児童の障害重度化の緩和・発達障害児への治療 教育の提供に対する観点から本町に所在してい ないサービス種類の児童福祉施設である難聴幼児 通園施設 熊本県ひばり園を対象としている。	児童福祉施設に通所している障害児世帯へ通所している障害者世 帯に対して、その者の住居と施設との間を往復するための交通 費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって 障害児の社会復帰、自立及び社会参加の促進に寄与することを 目的に実施。				●							
	障害者自動車運転免許取得 ・改造等助成事業費除 菌	身体障害者等に対して、運転免許の取得及び自 動車の改造に要する経費を助成し、また、福祉車 両の購入に要した経費の一部を助成する。	障害者の自立及び介護者の負担軽減、社会参加の促進に寄与 する。				●							
	老人保護措置費委託料	町内外の養護老人ホームへ入所している本町出 身者の措置費を支出。	経済的困窮者等の経済的負担を軽減し、入所を実現する。				▲							
	生活支援ハウス運営事業 委託料	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び 交流機能を総合的に提供することにより、高齢者 が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、 高齢者の福祉の増進を図る。	60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び 家族による援助を受けることが困難な方に、安心で安全な生活を送 ってもらうことで高齢者福祉の向上を図る。				▲							
	福祉バス運行事業委託料	田浦地区内の高齢者の健康づくりを目的に、新 陳代謝を高めることに最適な温泉療法を活用する 機会を提供するため、福祉バスを運行することによ り、高齢者に困難な交通機関の確保を解消すると ともに、外出支援を図り、閉じこもりを防止する。	高齢者の健康増進と積極的な社会参加を促進する。				▲							
	高齢者生活福祉センター 運営委託料	居住施設やデイサービス施設等の運営委託	介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供すること により、高齢者が安心して、健康で明るい生活ができるよう支援 し、高齢者福祉の増進を図る。				▲							
	高齢者住宅改造助成事業 補助金	介護を要する高齢者のいる世帯に対し、高齢者の 在宅での自立促進及び介護者の負担軽減を目的 に、住宅改造の費用を助成する。	介護を要する高齢者が、在宅で自立して生活できるようになり、 介護者の身体的・精神的負担が軽減される。				●	●						
	高齢者公衆浴場無料及び 割引入浴料補助金	芦北町に居住する70歳以上の方に入浴補助する。	憩いの場を提供し社会参加の機会を増やすことで、高齢者が健 康で安心した生活を送ることができる。				●	●						
	後期高齢者はり、きょう、 あん摩施術補助金	後期高齢者医療保険に加入している者で、後期 高齢者医療保険料を管理している人に、保険適用 外のはり、きょう、あん摩施術券を交付。	自身の身体状況を認識し、健康で長生きできるよう図るため、 健康づくりの推進につながる。				●	●						
	在宅老人日常生活用具給 付等扶助費	芦北町に居住するおおむね65歳以上の低所得の ひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図るた めに、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給 付及び老人用電話を貸与します。	ひとり暮らし高齢者が健康で安全に生活できることで、在宅福 祉を充実し、生きがいのある自立した生活の維持につながる。				●	●						
成年後見人等報酬扶助費	認知症、知的障害、精神障害などによって、物事 を適切に判断する能力が十分ではない方の後見 人等に対する報酬を助成する。	本人の代理人として、各種の手続きを行うことで安定した日常 生活を送ることができる。				●	●							

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット	人材	啓発	生きる	児童	高齢	中高	無職	生活	SDG	
				ワーク	育成	と周知	る支援	生徒の	者	年男性	者・失業者	困窮者	s番号	
福祉課	長寿祝金	100歳到達者へ長寿祝金と花束を贈呈。	高齢者の生きがいづくりの推進が図られる。				●		●					
	健康老人表彰記念品	後期高齢者で1年間病院等を受診しなかった健康優良者へ表彰状と記念品を贈呈	高齢者の健康づくりが図られる。				●		●					
	シルバー人材センター運営費補助金	芦北町シルバー人材センターの健全な運営。	高齢者の自立と社会参加の推進が図られる。				▲							
	老人クラブ連合会補助金	芦北町老人クラブ連合会の健全な運営。	高齢者の自立と社会参加の推進が図られる。				▲							
	ふれあいアンドヘルプ事業補助金	自主的な仲間づくりを推進する事業	高齢者の仲間づくりを進め、福祉施設等での交流など相互に支え合うことができる。				▲							
	単位老人クラブ補助金	単位老人クラブ連合会の健全な運営。	高齢者の自立と社会参加の推進が図られる。				▲							
	芦北町社会福祉協議会事業	本町社会福祉の中心となり、各福祉事業関係者及び社会福祉に関心を持つ地域住民と協力し合い、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。	地域住民が主体となった福祉活動の支援を行い、地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成し、福祉ニーズを持つ方への自立した生活を支援できるような体制づくりを目指す。		▲								③	
	保育補助者雇上強化事業補助金	保育士資格を有しない職員を配置基準を超えて雇いあげる事業者に対し補助金を交付することで、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。	保育士の離職防止・保育人材の確保を行うことで、保育の質が低下することを防ぎ、もって児童及びその家庭の福祉の向上を図る。				▲							
	母子寡婦福祉連合会補助金	各種行事等への参加を通じて、母と子のふれあいや会員相互の融和を図り、もって地域福祉の向上に寄与する。	各種行事等への参加を通じて、各家庭の状況等を把握する機会となり、情報交換することで不安等の軽減に寄与し得る。				▲							
	障害支援区分認定医師意見書作成手数料	市町村が障害福祉サービスの支給の可否を決定するために障害支援区分の認定を行うこととされており、80項目から成る認定調査を町で実施している。その添付資料として意見書が必要となる。	障害支援区分を認定し、障害福祉サービスを提供することで、障害者の家族の方の負担軽減に寄与し得る。				▲							
	障害支援区分認定調査事務委託料	市町村が障害福祉サービスの支給の可否を決定するために障害支援区分の認定を行うこととされており、80項目から成る認定調査を町で実施している。その添付資料として意見書が必要となる。	障害支援区分を認定し、障害福祉サービスを提供することで、障害者の家族の方の負担軽減に寄与し得る。				▲							
	障害児等巡回支援専門員整備事業負担金	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に発達障害等に関する知識を有する専門員が巡回等支援を実施する。	施設等職員や障害児の保護者に対し、助言等の支援を行い早期発見・早期対応を図ることを目的とする。				▲							
	身体障害者福祉連合会活動費補助金	県・郡・各支部スポーツ大会、研修会、会議等の参加。	各大会等に参加数することにより、憩いの場を提供し、社会参加の促進を図る。				▲							
	芦北町手をつなぐ育成会補助金	県・郡・各支部スポーツ大会、研修会、会議等の参加。	各大会等に参加数することにより、憩いの場を提供し、社会参加の促進を図る。				▲							
	芦北町精神障害者家族会補助金	県・郡・各支部スポーツ大会、研修会、会議等の参加。	各大会等に参加数することにより、憩いの場を提供し、社会参加の促進を図る。				▲							
	緊急通報体制等整備事業委託料	芦北町に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されているおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、心身の虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難と思われる者、ひとり暮らしで身体障害者1級及び2級。	健康で自立した在宅生活を送り、在宅福祉の向上を図る。				▲							
	(新)基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、相談支援関係に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援に向けた取組を実施し相談支援機能の強化を図るなど相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置を検討。	、相談支援関係に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援に向けた取組を実施し相談支援機能の強化を図ることができる。		●		●							③
	(新)成年後見制度法人後見支援事業	この事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人等の活用も含めた後見活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。	市民後見人等の活用も含めた後見活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることができる。				●							
	(新)手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができる。				▲							
	(新)聴覚補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障害のある児童に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成する必要があるため。	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障害のある児童に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与することができる。				▲							

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	中高年男性	無職者・失業者	生活困窮者	S D G s 番号
福祉課	(新)地域障害児支援体制強化事業	地域障害児支援体制強化事業実施要綱(令和5年6月5日付け支障第8号)でも家庭庁支援局長通知に基づき、保育所等の児童や保護者が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、もって発達障害等のある児童への福祉の向上を図る事業である。	障害が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、もって発達障害等のある児童への福祉の向上を図ることができる。				●	●					
	(新)移動支援事業	在宅障害児・者に対して、屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。	外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することができる。				●						
	(新)成年後見制度利用支援事業	本事業は、成年後見制度の市町村長申立てに対し、2親等以内の親族がいなくても申立てをすることが見込まれない障がい者に対して、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求並びに申立てに要する費用の負担及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬に対する助成を行うことにより、適正な財産管理及び自らが希望する自立した日常生活が営めるように支援することを目的とする。	後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求並びに申立てに要する費用の負担及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬に対する助成を行うことにより、適正な財産管理及び自らが希望する自立した日常生活が営めるように支援することができる。				●						
	(新)放課後児童クラブ利用料減免事業	就学援助対象世帯及び多子世帯の子育て支援を目的として、放課後児童クラブの利用料を減免する事業。	経済的理由から放課後児童クラブの利用を抑えることがないよう、低所得世帯等に対する利用料減免を行うことで、安心して子どもを育てる環境づくりを行うことができる。				●	●				●	
	(新)保育所等副食費扶助費	保育園・認定こども園等を利用する3～5歳児クラスの子どもの副食費を町が助成する事業。	副食費の助成を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、子育て支援の充実と家庭での福祉の向上を図る。				●					●	
	(新)保育料完全無償化	すべての子育て世帯に対して、平等に経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境整備を進めることで、子どもの健全な育成と少子化対策に資するため、国制度で無償化されていない「住民税課税世帯の0歳～2歳児クラスの子ども」についても、本町独自で無償化を行うことで、保育料の完全無償化を実施する。	子育て世代の経済的負担を軽減することで、少子化対策の一助となる。 また、保育料の負担が重い場合、在宅育児を行っている家庭の密室化・孤立・育児不安の解消にも繋がる。 さらに、子どもが早期に保育園に通うことで、社交性が身につくやすくなり、刺激となる経験を重ねることができるため、良い影響が期待される。				●						
	(新)UDEスポーツ事業	芦北町社会福祉協議会と連携し、UDEスポーツの体験会や自治体対抗戦などの大会を実施し、高齢者の認知症予防や生きがいづくり、交流促進の場を提供する。	UDEスポーツを活用し、高齢者の認知症予防や生きがいづくり、交流促進の場を提供する。							▲			
	(新)高齢者補聴器購入費助成事業	補聴器の購入費用について片耳上限3万円を助成する。医師の診断書に基づいて補聴器が両耳分必要な場合は上限6万円を助成する。	加齢性難聴による社会生活への影響を減らし、認知症リスクを軽減することにつながる。							▲			
	(新)健康高齢者顕彰事業	通いの場への参加やいきいき百歳体操の実施などをはじめとした多様な活動や健康診断の受診等にポイントをつけ、その活動団体を表彰するとともに、ポイントに応じて奨励金を授与する。	介護予防につながる「定期的な通院」や「毎月の介護予防活動」などにポイントを付与することで、活動参加のきっかけ、やる気を作る。							▲			
	(新)認知症高齢者等位置情報(GPS)システム利用助成事業	認知症高齢者等位置情報(GPS)システム利用に係る初期費用の助成。	在宅の認知症高齢者等が徘徊した際に、位置情報を検索できる機器(GPS)を使用することで認知症高齢者等の居場所の早期発見による事故の防止を図り、家族・本人が安心して介護できる環境の整備を行う。							▲			
(新)高齢者見守りシール事業	認知症などにより徘徊の可能性がある高齢者について、申請によって事前登録見守りシールを付与する。	地域の人々の見守りの中で、認知症徘徊時の声掛けのきっかけや早期発見につなげ、保護時の初期対応をスムーズに行う。							▲				
農林水産課	芦北町産業祭事業	芦北町産業祭開催の支援を行う。	産業祭の会場内でポスターを掲示したり、相談リーフレットの配架することにより、啓発の場となり得る。			▲							
	女性農業者活動支援事業	JAあきた女性部及び株式会社田の浦柑橋組合婦人部活動の支援を行う。	自殺対策の研修を受講することにより、理解を深める機会となり得る。				▲						
	うらら祭り事業	うらら祭り実行委員会主催の祭りの支援を行う。	うらら祭りの会場内でポスターを掲示したり、相談リーフレットの配架することにより、啓発の場となり得る。			▲							
	農業後継者育成事業	JAあきた青壮年部及び株式会社田の浦柑橋組合青壮年部活動の支援を行う。	自殺対策の研修を受講することにより、理解を深める機会となり得る。				▲						
	認定農業者協議会事業	芦北町認定農業者協議会活動の支援を行う。	自殺対策の研修を受講することにより、理解を深める機会となり得る。				▲						
	農地利用最適化事務	農地利用状況調査で農地の状況を調査する。農業者の戸別訪問等を行ったり、農地の利活用についてのアンケートを行ったりする。	農地の相談だけでなく、悩みの相談等も対応できる可能性がある。また、窓口一覧等のリーフレットがあれば適切な対応ができる可能性がある。				▲						
	農業者年金事業	農業者年金の加入推進及び年金受給についての事務。	年金受給者説明会等で相談リーフレット等を配架することにより、啓発の場となり得る。				●		●	●			
	漁船保険事業	義務加入となっている漁船保険について、保険料の一部を町が補助する。	経費の一部を補助することで、経済的理由による自殺リスクの軽減になりえる。				●						

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の 教 育	高 齢 者	中 高 年 男 性	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者	S D G s 番 号
農 林 水 産 課	養殖業等セーフティネット 支援事業	漁業者が支払う漁業共済掛金の一部に対し補助 を行う。	漁業共済に加入することで、赤潮等による不漁の際に補償を 受けられる。掛金を一部負担し、共済への加入を推進することで、 漁家の所得安定につながり、自殺リスクの軽減が見込まれる。				●						
	木育事業	芦北町に産まれた子どもたちに木のおもちゃを贈 呈し、木のぬくもりに触れてもらうことで、木の良さ を感じてもらい、木材利用の推進に繋げる。	一般の町民も木のおもちゃに触れられる機会をつくることで、心 を落ち着かせたり、癒したり、自殺を防ぐ効果を得られる可能性 がある。				●						
	林業後継者育成事業	地域の先進的な林業経営の取組を研修すること により、町内における林業者の更なる技術研鑽と 森林整備の推進を図るもの。	研修を行うことにより、町内の林業が活性化されると共に、若者 の生きがいを創出させる機会にもなるので、自殺するリスクを軽 減する。				▲						
	農業用廃プラスチック類処 理対策事業	個々の農家では処理が困難な農業用廃ビニール 類を一括回収し適正処理するための支援を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				▲						
	農作業支援事業	本町の基幹作物である果樹を始めとする農作物 の品質と生産量を維持するとともに、耕作放棄地を 未然に防ぐため、農作業を委託する農家及び農作 業を委託する事業者に対して支援を行う。	生産量の維持により、収入確保が図られ、自殺リスクの軽減と なり得る。				▲						
	経営転換協力金事業	農業をやめる場合や経営の柱としていた作物の 一部をやめる場合に農地中間管理機構を経由して 担い手に農地を貸した所有者に交付金が交付す る。	自作農主義からの転換による自殺リスクの軽減となり得る。				●						
	耕作者集積協力金事業	農地の隣接地や2筆以上の隣接する農地を農地 中間管理機構を経由して、担い手に貸し出した場 合に農地の所有者は又は耕作者に交付金を交付 する。	自作農主義からの転換による自殺リスクの軽減となり得る。				●						
	経営所得安定対策推進事 業	芦北町・津奈木町・水俣市の米の需給調整に係 る推進事務の支援を行う。	国の交付金を受給することで、所得が確保され、自殺リスクの 軽減となり得る。				▲						
	花き・野菜振興対策事業	土壌消毒資材費及びボーリングの掘削費の支援 を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスク軽減 となり得る。				●						
	果樹振興対策事業	優良品種苗木導入助成、Pプラス資材費助成、ハ ウス資材費助成、換気扇修繕助成、園内道整備助 成、みはや資材費助成など。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスク軽減 となり得る。				●						
	経営開始資金補助金事業	経営が不安定な就農初期段階の青年就農者に 対し、農業次世代人材投資資金を交付する。	経営が不安定な就農初期段階に交付されることで、自殺リスク の軽減となり得る。				●						
	多面的機能支払交付金事 業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を 図るための地域の共同活動に係る支援を行う。	農地の維持に伴い、農作物の安定的な生産による所得の確保 により、自殺リスクの軽減となり得る。				▲						
	家畜伝染病予防対策事業	畜産農家に対する家畜伝染病予防ワクチンの補助 を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				●						
	あきた牛産地活性化推 進事業	肥育素牛、繁殖素牛の導入支援及び自家保留の 助成を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				●						
	豊かな土づくり促進事業	堆肥を利用した土づくりによる地力向上を促進 し、農業生産物の品質向上を図る生産者に対する 堆肥代及び散布代を助成する。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				●						
	中山間地域等直接支払事 業	農業生産条件の不利な中山間地域等において、 集落等を単位に、農用地を維持・管理していくた めの取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業 生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を 交付する。	農地の維持に伴い、農作物の安定的な生産による所得の確保 により、自殺リスクの軽減となり得る。				●						
	有害鳥獣被害防止対策事 業	農林産物等に被害をもたらす有害鳥獣の防止及 び捕獲を行う者に対する助成及び交付金を交付す る。	農作物の被害を抑制することで、安定的な所得の確保につな がり、自殺リスクの軽減となり得る。				▲						
	攻めの園芸生産対策事業	農業機械やハウス整備の導入に対する支援を行 う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				●						
	くまもと土地利用型農業競 争力強化支援事業	水稻栽培に係る農業機械導入の支援を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				●						
	産地パワーアップ事業	農業用資材費導入を支援を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスクの軽 減となり得る。				●						

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	中高年男性	無職者・失業者	生活困窮者	SDGs番号
農林水産課	魚介類放流事業	漁協が行う種苗放流の経費の一部を補助する。	魚介類の種苗の放流を行うことで資源の維持管理を推進し、漁獲量の安定と漁家所得の向上が図られ、漁家の自殺リスクの軽減につながりえる。				▲						
	船揚げ施設利用促進事業	漁協組合員の船揚げ施設利用料の一部を補助する。	漁船の定期的な維持管理を推進することで、安全な漁業及び燃油の節減が図られ、漁家の生活安定、ひいては、自殺リスクの軽減につながる。				▲						
	水産物加工販売等促進事業	漁協が行う水産物の加工、販売等に係る経費の一部に対し補助する。	漁協の売り上げ向上及び、組合員の所得安定が見込まれ、自殺リスク軽減が見込まれる。				▲						
	漁船機械修繕事業	漁業者が漁船エンジンの緊急性のある分解整備を行う際に要する経費の一部を補助する。	漁船エンジンが故障すると、漁に出られないため漁業者の収入に直結する。エンジン修理に対する補助をすることで、漁家の所得安定及び自殺リスク軽減が見込まれる。				●						
	養殖業等セーフティネット支援事業	漁業者が支払う漁業共済掛金の一部に対し補助を行う。	漁業共済に加入することで、赤潮等による不漁の際に補償を受けられる。掛金を一部負担し、共済への加入を推進することで、漁家の所得安定につながり、自殺リスクの軽減が見込まれる。				●						
	稼げる水産業づくり事業	漁協が取り組む太刀魚等のブランド化に掛かる経費の一部を補助する。	差別化された地域ブランドを構築することで、町内漁業の活性化や漁家所得の向上が図られ、自殺リスクの軽減につながる。				▲						
	芦北町木造住宅建築支援事業	町内における木造住宅建築に対する補助であり、町内の林業・木材産業の振興及び、町民の定住促進を目的とする。	町内の工務店・製材所の収益の向上に繋がり経済面による自殺を防ぐ可能性がある。				●						
	林道・作業路整備(舗装)事業	町内における林道・作業路の整備(舗装)に対する補助であり、仕事の効率化・労力軽減を図るものである。	林道・作業路を舗装することで仕事の効率化が図れ、経営の向上にも繋がり、自殺のリスクを減らす可能性がある。				●						
	作業路改良事業	町内における作業路の改良(開設)に対する補助であり、路線維持や機能の回復を図るものである。	森林での作業を安定して行うことができ、生産性の向上にも繋がり自殺を防ぐ可能性がある。				●						
	水産物直売施設事業	計石港横で営業している水産物直売施設及び庵の効果的な運営を図るため、指定管理者との連携を図るとともに、各種施設設備の管理を行う。	町内で水揚げされた水産物を仕入れることで、漁業者の収益向上につながり、自殺リスクの軽減につながる。				●						
	林道施設災害復旧事業	自然災害等で被災した林道施設の機能を回復するため、復旧工事を行うもの。	林道施設の機能が回復し、生産性が向上することで林業経営の安定化につながり、自殺リスクの軽減につながる。				▲						
	間伐等促進事業	森林所有者の経営意欲の向上及び森林の公益的機能の実現のために、間伐を実施するもの。	間伐の費用を補助することで、森林所有者の経営意欲の向上に繋がり、自殺リスクを軽減する可能性がある。				●						
	くまもと間伐材安定供給対策事業	木材価格の長期低迷による間伐未実施の森林において、利用間伐を推進し、安定した木材供給を図るもの。	運搬費その他経費を補助することにより、安定した木材収益に繋がり、自殺するリスクを軽減させる。				●						
	再造林等促進事業	再造林適地の皆伐後の再造林を支援し、未植栽による跡地の荒廃を防ぐため、植栽及び下刈りを支援するもの。	皆伐で得られる利益が再造林費用にとっても満たないために、経営が成り立たず生活が困難になり自殺する農林家の増加を防止する可能性がある。				●						
	作業員確保対策事業	林業従事者の社会保険等の諸経費を負担することにより、森林所有者の育林意欲を向上させるとともに、人材育成の取組を図るもの。	林業従事者のみならず経営者の負担軽減にも繋がるため、職場の雰囲気よくなり、自殺を防止する。				●						
	有害鳥獣捕獲事業	イノシシ・シカ等の害による農林産物保護のため、猟銃及び罠による捕獲を行い農林家の経営安定を図るもの。	イノシシ・シカ等による農林産物被害によって、経営が成り立たず生活が困難になり自殺する農林家の増加を防止する可能性がある。				▲						
	特定鳥獣適正管理事業	ニホンジカの保護管理を図るとともに、シカによる農林業被害や森林生態系への影響の早期軽減を図るもの。	農林家のシカに対する被害対策費の軽減に繋がり、自殺を防ぐ可能性がある。				▲						
	漁港維持管理事業	漁港区域内において、施設の老朽化に伴い破損している箇所の修繕を行う。	漁港を維持することで漁家の所得安定につながり、自殺リスク軽減が見込まれる。				▲						
	農地災害復旧事業	台風や豪雨など異常天然現象により被災した農地の復旧を行う。	農地の機能を回復することで、安定した農業経営を行うことができ、自殺を防ぐことができる可能性がある。				▲						
	農地小災害復旧事業	台風や豪雨など異常天然現象により被災した田畑のうち、国庫補助の対象とならないものについて事業費の補助を行う。	復旧により安定した農業経営を行うことができ、費用の一部を補助することによって労力の負担軽減が図られ自殺リスクの軽減につながる。				●						

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と 周知	生き る 支 援	児 童 生 徒 の 教 育	高 齢 者	中 高 年 男 性	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者	S D G s 番 号
農林水産課	農業用施設災害復旧事業	台風や豪雨など異常天然現象により被災した農業用施設の復旧を行う。	農業用施設の機能を回復することで、安定した農業経営を行うことができ、自殺を防ぐことができる可能性がある。				▲						
	農業用施設小災害復旧事業	台風や豪雨など異常天然現象により被災した農業用施設のうち、国庫補助の対象とならないものについて事業費の補助を行う。	復旧により安定した農業経営を行うことができ、費用の一部を補助することによって労力の負担軽減が図られ自殺リスクの軽減につながる。				●						
	農道維持管理事業	通行の安全を確保するため、農道の維持管理を行なう。	農道を維持することにより、安定した農業経営を行うことができ、自殺リスクの軽減につながる。				▲						
	用排水路改良費助成事業	小規模な用排水施設を新設、または改良し地域に適した水利、排水整備を行う費用の一部(70%)を補助する。	用排水路の改良を実施することで、安定した農業経営を行うことができる。また費用の一部を補助することによって、労力の負担軽減が図られ、自殺リスクの軽減につながる。				●						
	農道舗装助成事業	小規模な農道舗装について上限(60㎡)の生コンクリートの原材料費、重機借上料の総事業費90%を補助する。	農道の舗装を実施することで、安定した農業経営を行うことができる。また費用の一部を補助することによって、労力の負担軽減が図られ、自殺リスクの軽減につながる。				●						
	農道改良助成事業	小規模な農業用道路の新設、改良を行う。事業費上限200万円、そのうち70%を補助する。	農道の改良を実施することで、安定した農業経営を行うことができる。また費用の一部を補助することによって、労力の負担軽減が図られ、自殺リスクの軽減につながる。				●						
	新幹線漏水被害恒久対策事業	九州新幹線建設工事に伴い発生した漏水被害ため池の維持管理を行う。	ため池を維持することにより、安定した農業経営につながり、自殺リスク軽減が見込まれる。				▲						
	南九州自動車道漏水被害恒久対策事業	南九州自動車道建設工事に伴い発生した漏水被害ため池の維持管理を行う。	ため池を維持することにより、安定した農業経営につながり、自殺リスクの軽減が見込まれる。				▲						
	(新)農業経営収入保険掛金助成事業	自然災害による収入低下等に備え、共済に加入する農家の掛金負担軽減を行う。	農業経費を抑制して、所得を増加させることで、自殺リスク軽減となり得る。				▲						
商工観光課	商工業振興補助金事業	商工業振興に係る商工会運営補助(経営指導含む)、地域商品券補助等の事業を実施	商工業者に対する経営指導の一環として、自殺対策の講演、チラシ配布等の啓発活動を行うことは可能性がある。				▲						
	八代圏域ツナガルインターンシップ負担金事業	八代市、永川町、芦北町で構成する定住自立圏事業の一環で、圏域の卒業者や求職者に対し、圏域企業とのマッチングやインターンシップを推進し、地元企業定着率の向上を図る事業	求職を希望する企業等に対する説明会において、自殺対策に関する啓発活動を行うことは可能性がある。 ※圏域での調整が必要				▲						
	芦北町観光協会補助事業	町内の飲食店、宿泊事業者等で構成する観光協会に対し、活動費の一部を補助し、観光振興を図る事業	自営業者がほとんどを占めるため、総会時にアナウンスやチラシ配布等の啓発活動を行うことは可能性がある。				▲						
	温泉施設、公園管理・運営事業	町有温泉4カ所及び御立岬公園、海浜総合公園の管理運営に関する事業	施設内において、ポスター掲示、チラシ設置等の啓発活動は可能。				▲						
	観光イベント開催事業	本町での交流人口を増加させるため、各種スポーツイベント等を開催する事業	イベント開催時において、ブースを設けるなど啓発活動の実施は可能性がある。 ※実行委員会との調整が必要				▲						
	県南フードバレー推進協議会負担金事業	県南15市町村の飲食店等で構成し、県南地域の食を通じた地域活性化を図る事業。事務局一熊本県	自治体、自営業者で構成しており、機関を通じたチラシ配布は可能性がある。 ※関係自治体、事務局との調整が必要				▲						
建設課	公営住宅管理事務	①公営住宅の管理 ②入居申込の処理 ③収入申告書の処理 ④滞納整理	入居者と直接対面するため、入居者の現況を把握することができる。				●	●	●	●	●		
教育課	学校等警察連携事業	学校関係機関と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対する情報交換や非行防止、健全育成、精神的被害の回復に向けた継続的な指導支援活動を推進する。	▼学校関係機関と警察が連携し、情報を共有することで、自殺リスクの早期発見と未然防止に寄与し得る。	●									
	保小中連携事業	保育園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てる。	▼保育園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	●								④	
	就学指導事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と連携して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな就学支援を行う。	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。				●						
	就学援助事業	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、修学旅行費・学用品費等を支援する。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の支援に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見に寄与し得る。				●					●	

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	中高生男性	無職者・失業者	生活困窮者	SDGs番号
教育課	奨学資金貸付事業	奨学に関する事務	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の支援に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見に寄与し得る。	●									
	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。				●						
	いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。				●						
	教育サポート連携事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、学校支援アドバイザーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼専門員と関係機関が連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●									③
	不登校支援員設置事業	不登校の児童・生徒に対し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた家庭との連携や相談を行う。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。	▼不登校の子どもは本人だけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、支援員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。		●		●						
	子どもたちの自立支援事業	不登校対策として、学校と子ども相談員との連携強化を図る。	▼不登校の子どもは本人のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼学校と専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	●									
	(新)自立支援室による不登校支援	不登校支援として、学校に登校できない子どもたちに集まれる場を提供し、学習活動等を通して学校や社会に適応できるよう支援する。	▼不登校の子どもはその家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼学校への登校を促したり、最低限の学習を身に付けることで、社会に適応でき、問題解決が図られる。				●						
スポーツ・文化振興課	総合型地域スポーツクラブ活動支援事業	【目的】 スポーツには「誰もがアクセスできる」ことから、できる環境を整え、スポーツに親しめる場を提供する。 【内容】 芦北町総合型地域スポーツクラブ(JKAトレジャークラブ)は、幼児から一般まで幅広く会員を求め活動している。クラブが行うスポーツ・レクリエーション・交流イベント・文化の振興に対し補助金を交付する。	◎スポーツをする機会を提供することは、ストレス発散に繋がり、自殺リスクを軽減することに繋がる。			●	●	●					
コミュニティセンター課	人権教育推進事業	【目的】 人権が尊重され、差別のない社会をつくる。 【内容】 水保・芦北地区人権教育推進協議会への参画 水保・芦北地区人権教育推進協議会主催の研究大会参加	◎自殺要因の一つとして、差別やいじめ、DV、虐待などにより自己決定権及び生存権という基本的な人権が侵害されていることが挙げられる。 ◎日本弁護士連合会は自殺を「強いられた死」として、人権問題としている。 ◎人権意識が高まり、一人一人の人権が尊重される社会が形成されることが、自殺要因の除去につながる。 ◎研修会や講演、学校での授業等、人権に関するあらゆる教育の機会が自殺問題を取り上げ、問題の要因や現状を理解してもらうことで、今後の対策につながる。			●							
	放課後子供プラン推進事業	【目的】 地域の方々の協力を得て放課後に子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施する。 【内容】 地域ボランティアの協力をいただき湯浦小学校と佐敷小学校で週2回(火曜・木曜)、午後3時から午後5時15分まで勉強やスポーツ、レクリエーション、交流活動を行う。	◎児童に放課後の居場所を提供する。 ◎地域コミュニティとの連携や世代間交流を図ることにより児童の孤立化を防ぐとともに、貧困や虐待等のサインの早期発見につながる可能性がある				●	●					
	子どもの広場管理運営事業	【目的】 木のおもちゃを中心とした「木育」を展開し、木のぬくもりをおして豊かな心の醸成を図るとともに、「遊び」をおして人と交流することで、活発なコミュニケーション能力の育成を図る。 【内容】 子どもの広場の施設管理と運営。	◎世代間交流を図ることにより児童の孤立化を防ぐとともに、木のおもちゃに触れる場を提供することで、心を落ち着かせたり、癒したり、自殺を防ぐ効果を得られる可能性がある。 ◎施設内に各種相談先のリーフレットを置くことにより、問題の啓発や情報提供の拠点として活用できる。			●	▲						
	生き生き大学運営事業	【目的】 急激に変貌する現代社会にあって、高齢者が社会に適応し、豊かで生きがいのある生活を創造するための一助となることを目的とする。 【内容】 各地区で毎月(9回)のクラブ活動。	◎参加により参加者同士の交流が図られ、参加者が自身や家庭の問題、悩み等を相談することでストレスの軽減や孤立化の防止、自殺の前兆の早期発見につながる。 ◎地域の自殺実態や対策についてをテーマとした講演を実施することで参加者の理解促進を図ることができる。			●	●		●				
	芦北町自治公民館協議会支援事業	【目的】 自治公民館協議会主催の研修会等を支援することで、活動の活性化を図る。 【内容】 町自治公民館協議会の事務補助等	◎協議会主催の研修会等の中で自殺問題について学習するなど、自殺対策を啓発し、周知することが出来る。			▲							
PTA連合会支援事業	【目的】 PTA主催の研修会等を支援することで、活動の活性化を図る。 【内容】 町PTA連合会への補助金交付等	◎PTA主催の講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発し、周知することが出来る。			▲								

担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案 (自殺対策関連事業と思われる根拠)	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と 周知	生き る 支 援	児 童 生 徒 の 教 育	高 齢 者	中 高 年 男 性	無 職 者 ・ 失 業 者	生 活 困 窮 者	S D G s 番 号
コ ミュ ニ ティ セ ン タ ー 課	青少年育成町民会議支援事業	【目的】 青少年健全育成町民会議の活動を支援することにより、青少年の健全な育成を図る。 【内容】 一日一汗運動の支援、夏祭り街頭指導、講演会の実施。	◎世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会ともなる。 ◎交流事業を通して、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己存在の肯定など自身の有る感の醸成となる。 ◎街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。 ◎講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会となる。 ◎会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となる。			●	●	●					
	地域学校協働本部事業	【目的】 全小・中学校を対象に、学校の求めに応じた活動を地域ボランティアが支援することで、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子ども達を育てる。 【内容】 全小・中学校において、学習支援や、環境整備支援、安全支援を行う。	◎学校と地域のコミュニティの連携を図ることにより、児童・生徒に学校、家庭以外の居場所を提供することにつながる。また教師の負担軽減にもなる。	●			●	●					
	家庭教育支援事業	【目的】 家庭や地域の教育力低下が見受けられることから、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す。 【内容】 ・家庭教育支援員による相談や支援 ・くまもと「親の学び」プログラムや地域教育コーディネーター育成等、親への学習機会の提供 ・親子参加行事支援	◎学校現場以外で児童、生徒や保護者が家庭及び教育に関する相談を行う機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見や対応につながる。 ◎保護者自身が研修で青少年の自殺の現状と対策及びゲートキーパーについて学習し、自殺問題への理解を深めるとともに自殺リスクの早期発見等につながる。	●			●	●					
	町民講座事業	【目的】 町民の教養の向上、生きがいや仲間づくりのため、町民自らが学習のテーマを持って学習活動に取り組む 【内容】 年間を通して趣味や健康づくり、教養等の講座を実施する。町民講座、子ども講座、ワークショップの開催。	◎同じ趣味を持つ人と世代を超えて交流し、新たな仲間を作ることで地域からの孤立化防止、自殺リスクの早期発見につながる。 ◎講座開催施設内に各種相談先のリーフレットを置くことにより、問題の啓発や情報提供の拠点として活用できる。			●	●						
	図書館運営事業	【目的】 町民に生涯学習の資料提供の場、安全安心な読書の場の提供と機会を与える。 【内容】 町立図書館の施設管理と運営	◎自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に特集展示を実施するなど図書館を啓発活動の拠点とする。 ◎図書館は月間3,000人～5,000人の利用者があり、自殺対策関連の展示を行うことで多くの町民に啓発することができる。 ◎図書館はだれでも利用できる施設であり、学校に行きづらいと思っている子供たちや引きこもり傾向のある人にとって「安心して過ごせる居場所」となり得る。			●	●						



# 熊本県芦北町

---

## 第2期芦北町自殺対策計画

令和6年度 ▶ 令和11年度

---

発行年月 令和6（2024）年3月

発行 熊本県芦北町（健康増進課）

〒869-5498

熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015 番地

TEL (0966) 82-2511 FAX (0966) 82-2893

---